

法曹養成課程における経済的支援について

第1 法科大学院生に対する経済的支援について（資料1～2）

第2 司法修習生に対する経済的支援について

1 貸与制の導入・施行に至る経過

- (1) 司法制度改革の一環として、平成16年、司法修習生に対し、国が給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が修習資金を無利息で貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法改正案が成立（施行日平成22年11月）。（資料3～5）
- (2) 貸与制は、平成22年11月1日にいったん施行されたが、同月26日、議員立法により、平成23年10月31日まで暫定的に適用を停止（給費制の暫定的延長）。
その際、政府に対し、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」について検討し、同日までに必要な措置を講ずることを求めるとの衆議院法務委員会決議。（資料6）
- (3) 平成23年5月、「法曹の養成に関するフォーラム」開催（関係6大臣申合せ）。
フォーラム事務局が実施した「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」の結果等を踏まえて検討した結果、同年8月、以下の内容の第一次取りまとめ。（資料7～9）
 - ① 貸与制を基本とした上で、
 - ② 十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。
- (4) 法務省は、フォーラム第一次取りまとめを踏まえ、平成23年11月、貸与制について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における返還猶予措置を講ずるための「裁判所法の一部を改正する法律案」を提出。
同法案は、衆議院における議員修正の上、平成24年7月27日、成立。修正内容には、修習資金の貸与については、法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとするとの内容あり。（資料10、11）
- (5) 貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用。

2 貸与制導入の趣旨（資料12、13）

- ① 新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センター（法テラス）の創設、裁判員制度の導入等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な国民負担（財政負担）を図る必要があること
 - ② 給費制創設当初と比較して、司法修習生が大幅に増加しており、新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があること
 - ③ 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上、異例の制度であること
- などから、給費制を維持することにつき国民の理解を得ることは困難であるものの、他方で、司法修習生に対して経済的支援を行う必要があることと変わりはないことから、上記の諸点を踏まえ、国民の理解を得つつ、修習に専念できる環境を確保するための措置として、給費制に代わり、貸与制を導入することとされた。

3 貸与制の内容（資料14）

- (1) 資力要件 なし
- (2) 利 息 なし（返還期限を経過したときは、年14.5%の延滞利息）
- (3) 貸与額 月額23万円（基本額）
扶養家族あり／住居の賃借 25万5000円
扶養家族あり＋住居の賃借 28万円
基本額未満の額の貸与希望 18万円
- ※給費制での支給水準（月額20万4200円及び諸手当）との連続性も考慮
- (4) 保証人 自然人2人又は指定金融機関の連帯保証
- (5) 返還方法 修習期間終了後5年間据置き、その後10年以内の分割返還
（繰上げ返還可能）
- (6) 返還猶予 ① 災害、傷病その他やむを得ない理由により返還することが困難
となったとき
② 修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが
経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき
- (7) 返還免除 貸与を受けた者の死亡又は精神若しくは身体の障害により返還する
ことができなくなったとき

4 貸与制の実施状況

修習資金の貸与申請状況

新第65期司法修習生

- 司法修習生採用者数 2,001人
- 貸与申請者数（申請後撤回した者を除く） 1,742人（注）
- （申請額別） 18万円 41人（2.4%）
23万円 1,207人（69.3%）
25万5000円（扶養加算）. 42人（2.4%）
25万5000円（住居加算）. 408人（23.4%）
28万円 44人（2.5%）

注：平成24年9月27日現在

第66期司法修習生

- 司法修習生採用者数 2,035人
- 貸与申請者数（申請後撤回した者を除く） 1,645人
- （申請額別） 18万円 51人（3.1%）
23万円 1,090人（66.3%）
25万5000円（扶養加算）. 38人（2.3%）
25万5000円（住居加算）. 422人（25.6%）
28万円 44人（2.7%）

注：平成24年11月27日現在

資 料 目 録

(法科大学院生に対する経済的支援について)

- 資料 1 日本学生支援機構 奨学金事業の充実 ……………1
資料 2 法科大学院進学を考える皆さんへ（日弁連パンフレット） ……5

(司法修習生に対する経済的支援について)

- 資料 3 司法制度改革審議会意見書（抜粋） ……………41
資料 4 法曹養成検討会資料（司法制度改革推進本部） ……………43
資料 5 平成15年度予算の編成等に関する建議（財政制度等審議会） ……47
資料 6 衆議院法務委員会決議（平成22年11月24日） ……………49
資料 7 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ（概要） ……53
資料 8 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ
～「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」部分（概要）～ ……………55
資料 9 司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査結果 ……………57
資料10 改正後の裁判所法（抜粋） ……………63
資料11 裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院法務委員会）（平成24年6月） ……………65
資料12 司法制度改革関係予算の推移 ……………69
資料13 司法試験合格者の推移 ……………71
資料14 給費制・貸与制下における司法修習生の諸手当等比較 ……73
資料15 他の公的な研修制度 ……………75
資料16 平成16年度裁判所法改正法案の国会質疑における司法制度改革推進本部の答弁 ……………77
資料17 参照条文 ……………83

日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度当初予算 事業費総額：1兆1,263億円（482億円増）
貸与人員：133万9千人（6万7千人増）

◇ 無利子奨学金 38万3千人（2万5千人増）※1
◇ 有利子奨学金 95万6千人（4万2千人増）※2

※1 新規増 1万5千人（うち被災者枠6千5百人）、
前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人

※2 前年度までの貸与分の進級に伴う増のみ

特に、無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者の
解消に向けた拡充に重点化。

【貸与月額】（大学院修士課程）

無利子奨学金	5・8・8万円から学生が選択
有利子奨学金	5・8・10・13・15万円から学生が選択 (法科大学院においては、19万円又は22万円の選択も可能)

※1 無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与も可能。

※2 有利子奨学金の貸与利率

上限3%（ただし、在学中は無利子）。

利率見直し方式（5年ごと）か利率固定方式を学生が選択。

【返還例】（大学院修士課程）

○無利子奨学金

貸与月額	貸与総額 円	返還月額 円	返還回数 回（年）
5万円	1,200,000	8,333	144(12)
8.8万円	2,112,000	12,571	168(14)

○有利子奨学金

貸与月額	貸与総額 円	返還総額 円	返還月額 円	返還回数 回（年）
5万円	1,200,000	1,448,002	10,055	144(14)
8万円	1,920,000	2,349,227	15,059	156(13)
10万円	2,400,000	3,018,568	16,769	180(15)
13万円	3,120,000	4,087,467	18,923	216(18)
15万円	3,600,000	4,844,592	20,185	240(20)
19万円（法科大学院4万円増）	4,560,000	6,160,586	25,668	240(20)
22万円（法科大学院7万円増）	5,280,000	7,147,526	29,781	240(20)

※有利子奨学金の年利率は3.0%（増額部分は3.2%）で試算

奨学金の返還免除制度について

返還免除には、死亡・心身の障害によるもの及び特に優れた業績によるものがある。

① 死亡・心身障害免除

奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。（第一種・第二種の全奨学生対象）

② 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時に、その学資金の全部又は一部の返還を免除する。

（参考）独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月法律第94号）

（返還の条件等）

第15条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第16条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(独)日本学生支援機構 奨学金の返還猶予制度

下表の事由により返還が困難な場合は、返還者からの願い出に基づき返還が猶予される。
(このほか、在学期間中についても返還が猶予される。)

猶予の事由	証 明 書	証明書発行者	猶 予 の 期 間
災 害	罹災証明書	市(区)町村長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事由が続いている期間 (1年毎に願い出る。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 災害を事由とする願い出を行う 場合、2年目以降は経済困難な 状況を証明する書類(所得証明 書等)により罹災状況が継続し ていることを確認し、災害によ る猶予の継続として取り扱う。 </div>
傷 病	診断書等	医 師	
生 活 保 護	生活保護受給 証明書等	民生委員 福祉事務所長	
専修学校の一般課程及 び在学猶予を認められ ない分野・学科、各種 学校、放送大学の専科 ・科目履修生	在学証明書	在学学校長	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事由が続いている期間 (1年毎に願い出る。) ・通算して5年が限度(上記、 災害、傷病及び生活保護を事 由とする期間は含めない。)
聴 講 生 ・ 研 究 生	その事由を明 らかにする証 明書	その学校長	
外 国 で 研 究 中		その学校また は機関の長	
入 学 (受 験) 準 備 中		出身学校長等	
失 業 中		職業安定所長・ 市区町村長	
その他真にやむを得 ない事由(低所得等) で返還が困難		その事実を証 明できる第三 者	

法科大学院進学を 考える皆さんへ



ご存知ですか？

法科大学院生に対する様々な支援制度

奨学金

入学金
授業料
免除

各大学
独自の
支援

目次

I	はじめに	2 頁
II	日本学生支援機構の奨学金を利用する	3 頁
	1 制度の概要	
	2 申請、受給から返還までの流れ	
	3 月々の返還額と返還期間について	
	4 返還の負担を軽減する制度について	
	(1) 特に優れた業績による返還免除制度	
	(2) 返還計画を緩和する制度	
	利用者の声	
III	入学金・授業料免除制度を利用する	8 頁
	1 制度の概要	
	2 国立大学の入学金・授業料の免除制度	
	3 申請から認定までの流れ	
	利用者の声	
IV	法科大学院別の経済的支援制度	10 頁
	1-1 国立・公立大学法科大学院共通の経済的支援制度	
	1-2 国立・公立大学法科大学院ごとの経済的支援制度の状況	
	2-1 私立法科大学院ごとの経済的支援制度の状況	
	3-1 その他の経済的支援制度	
V	よくある質問	30 頁
	利用者の声	
VI	資料：関係法令等（抜粋）	32 頁

I はじめに

経済的な理由で、法曹への道を諦めないでください。

法律家の仕事は、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を目指す、やりがいのある仕事です。

意欲と能力のある進学希望者を経済的に支援するための、種々の制度があります。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）は、法科大学院生向けに毎月の貸与額の大きい奨学金を用意しており、優秀な業績を残した学生には返還免除制度があるほか、大学院修了後の状況に応じた返還方法の変更にも応じています。

また、多くの法科大学院が、授業料免除の制度や独自の奨学金を用意しています。

このパンフレットでは、法科大学院入学後から就職までの資金繰りを計画するうえで有用な経済的支援制度をご紹介します。法科大学院に関心のある方の選択の一助となれば幸いです。

II

日本学生支援機構の奨学金を利用する

1 制度の概要

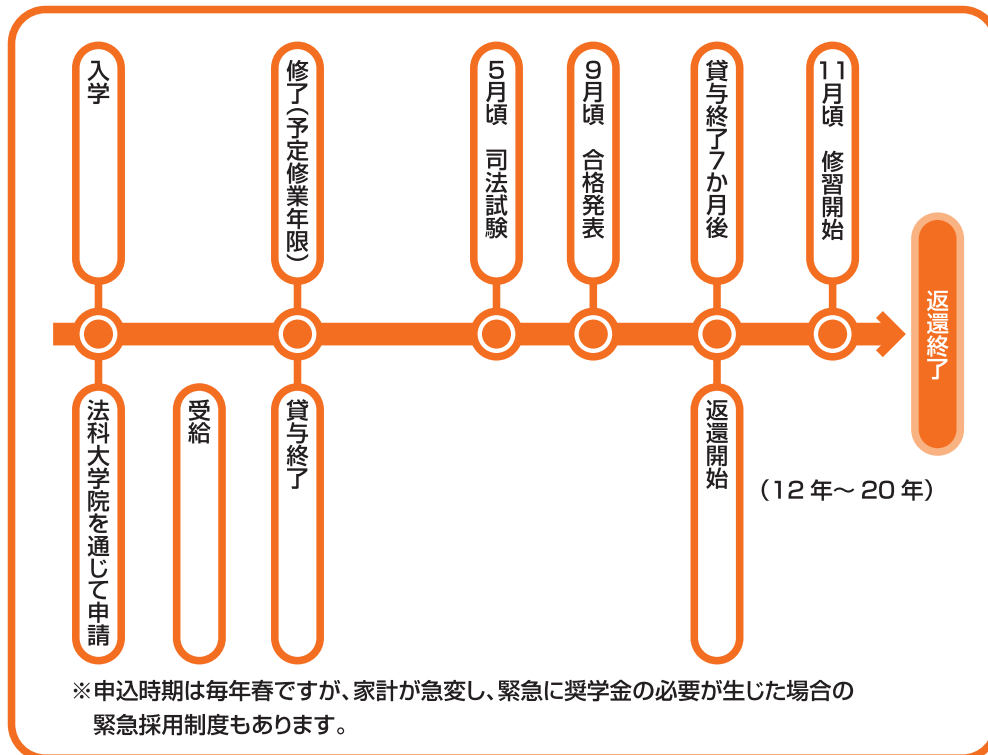
日本学生支援機構の運営する貸与による奨学金です。第一種奨学金(無利息)と第二種奨学金(利息付)の2種類があります。第一種奨学金と第二種奨学金を併用することもできます。

法科大学院生に対する月額の手当額は第二種奨学金で最大22万円で、アルバイト等の定期収入がなくとも就学が可能となるよう配慮されています。

いずれの奨学金も、貸与期間終了後に分割して返還しなければならないのが原則です。もっとも、優れた業績を挙げた学生に対する全額または半額の免除のほか、返還期間中の資力状況等の変化に合わせた減額返還、返還期限猶予の各制度があります。

種類	貸与額	基準	貸与実績
第一種奨学金 (無利息の貸与奨学金)	月額5万円又は 8万8千円(選択)	・大学等並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができる者と認められる者。 ・本人(配偶者含む)の収入金額合計が概ね541万円以下。	2009年度:4,660人
第二種奨学金 (有利子の貸与奨学金。 在学中は無利息。)	月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円、19万円、22万円のいずれか(選択)	・第一種奨学金と同じ又は大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。 ・本人(配偶者含む)の収入金額合計が概ね595万円以下。	2009年度:2,999人
第一種奨学金・ 第二種奨学金 併用の場合		本人(配偶者含む)の収入金額合計が概ね316万円以下。	
入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子奨学金)	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか(選択)	第一種奨学金又は第二種奨学金の申込者で奨学金申請時の収入金額が120万円以下の人等。	

2 申請、受給から返還までの流れ



奨学金は、法科大学院の標準修業年限が終了する月まで受給できます。

貸与期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が第1回目の返還日です。例えば、2011年3月に貸与が終了する場合、同年10月27日が初回の返還日です。

3 月々の返還額と返還期間について

返還回数(年)は、貸与総額に応じて決定されます(12年から20年)。例えば、貸与総額120万円で12年、792万円で20年です。

(1) 第一種奨学金の返還例

① 月額5万円を2年間受給した場合

貸与総額	貸与利率	返還総額
1,200,000円	なし	1,200,000円
月賦返還額	返還回数(年)	
8,333円	144回(12年)	

② 月額8万8000円を3年間受給した場合

貸与総額	貸与利率	返還総額
3,168,000円	なし	3,168,000円
月賦返還額	返還回数(年)	
14,666円	216回(18年)	

(2) 第二種奨学金の場合の月賦返還の例

① 月額8万円を2年間受給した場合

貸与総額	貸与利率	返還総額
1,920,000円	3.0%	2,349,227円
月賦返還額	返還回数(年)	
15,059円	156回(13年)	

② 月額22万円を3年間受給した場合

貸与総額		貸与利率	返還総額
7,920,000円			
内 訳	5,400,000円	3.0%(基本月額)	10,721,397円
	2,520,000円	3.2%(増額分)	
月賦返還額		返還回数(年)	
44,672円		240回(20年)	

※利率は、①利率固定方式または②利率見直し方式の2つの方式があり、申込み際にいずれか一方を選択します。いずれの方式でも、基本月額(月額15万円以下の部分)に係る利率は年3.0%が上限です。増額分(月額15万円を超える部分)に係る利率は、原則として基本月額に係る貸与利率に0.2%上乗せした利率です。

※「利率固定方式」:

貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用されます。

※「利率見直し方式」:

返還期間中、おおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く。)に見直された利率が適用されます。

4 返還の負担を軽減する制度について

日本学生支援機構の奨学金は、返還義務があります。もっとも、優れた業績を残した学生は返還が免除される場合があるほか、傷病、所得減少等、返還が困難になった場合のために、返還計画を緩和する制度があります。

(1) 特に優れた業績による返還免除制度

第一種奨学金の貸与を受けた学生のみが対象です。在学中に特に優れた業績を挙げた学生の奨学金の全部または一部が免除される制度です。

免除を希望する奨学生は、在籍する法科大学院に免除申請します。当該大学院を置く大学の学長が、学内選考委員会の議に基づき、推薦者を決定し、日本学生支援機構に推薦します。

日本学生支援機構は、学長の推薦を尊重しつつ、免除対象者を認定します。

対象となる奨学生は、貸与終了者の3割以下とされています（2009年度）。これまで、第一種奨学金受給者の概ね3割程度が、半額（全体の2割程度）または全額（全体の1割程度）の返還免除を受けました。

【参考】法科大学院生を含む大学院における業績優秀者免除実績

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
貸与終了者数	21,372	28,225	28,565	31,946	29,527
免除者数	5,972	8,166	8,565	9,579	8,805
免除率	27.7%	28.9%	30.0%	30.0%	29.8%

(注) 各年度は、奨学金の貸与を終了した年度である。

(2) 返還計画を緩和する制度

当初定めた奨学金の返還期間開始までに法科大学院を修了できなかった場合、司法試験に合格せず所得の目処が立たない場合、返還中に病気や失業等で所得が減少した場合等、返還が困難な状況に陥った場合は、日本学生支援機構に願い出ることで、当初の返還計画が緩和されることがあります。

【減額返還】

災害・傷病・その他経済的理由（年間の収入 300 万円程度以下、所得 200 万円程度以下）等により奨学金の返還が困難な場合に、返還期間を延長するということにより、一定期間、毎回の返済金額を半減する制度です。適用期間は 1 年間で、最長 10 年まで更新可能です。

たとえば、当初定められた返済金額が月額 1 万円の場合で 1 年間適用を受けた場合、期間中の月額の返済金額は 5000 円となり、返済期間は 6 か月間長くなります。

返還総額（利息含む）は変わりません。

【返還期限猶予】

災害・傷病・経済困難など、奨学金の返還が困難な事情がある場合に、その期間中、返還が猶予される制度です。返還猶予期間中は返還する必要はありませんが、最終返済日が猶予期間分遅くなることとなります。

なお、猶予される期間は通算で 5 年（60 か月）までですが、災害・傷病・生活保護受給中は、当該には含まれません。

利用者の声

～私は**日本学生支援機構の奨学金**を利用しました！

青山学院大学LS(未修コース)修了

●奨学金の種類

- ・日本学生支援機構第 1 種(無利子)(業績優秀者の半額免除の適用あり)
- ・同第 2 種(有利子)

●利用した理由

入学前から上記奨学金を借りる予定であったため。

●利用した感想

成績優秀者に対する返還免除の制度があることを知りませんでしたので、学校から推薦を受けられる旨の連絡を受けた時は驚きました。保証人になってくれた家族たちにも、良い報告ができて嬉しかったです。

●これから法曹を志望しようとしている方へのメッセージやアドバイス

運よく一度目の受験で合格することができましたが、正直なところ、これから奨学金をきちんと返還していくことに不安がないわけではありません。でも、奨学金をしっかり返還していくことを一つの目標にして、これから頑張っていきたいと思います。



Ⅲ 入学金・授業料免除制度を利用する

① 制度の概要

国立大学の法科大学院には、入学金及び授業料の免除制度があります。
経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合など、法科大学院が定める要件に該当する場合に、申請により適用が認められた場合には、入学金または授業料の全額または半額等の免除を受けることができます。

授業料の免除対象者は、原則として各学期ごとに決定します。

また、私立大学の法科大学院にも、類似の制度があります。
制度の概要（免除制度か入学金及び授業料相当額の給付奨学金かなど）や適用の要件は、各大学ごとに異なります。詳しくは、「Ⅳ 法科大学院別の経済的支援制度 2-1「私立法科大学院ごとの経済的支援制度の状況」」（14頁以下）をご覧ください。

② 国立大学の入学金・授業料の免除制度

※法科大学院ごとに要件が異なりますので、詳細は直接各大学にお問合せ下さい。

入学金免除の事由（例）

- 1 経済的理由により納付期限までに入学金の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 2 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 3 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合等

授業料免除の事由（例）

- 1 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 2 各期の開始前6か月以内（新入学者に対する入学の日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 3 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合等



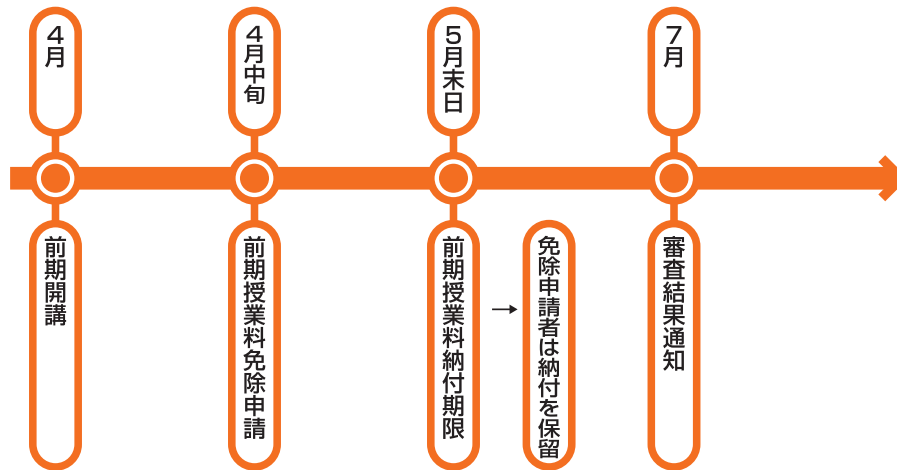
入学金・授業料の全額/半額等の免除

3 申請から認定までの流れ

国立大学の場合、各大学は申請に基づき審査を行い、免除者を決定します。申請から認定までの手続は、各大学ごとに異なりますので、詳細については直接各大学にお問合せ下さい。

私立大学法科大学院の場合も、多くは申請、審査、決定を経て対象者が決まりますが、中には、応募がなく大学院側が指名するという例もあります。「IV 法科大学院別の経済的支援制度 2-1 「私立法科大学院ごとの経済的支援制度の状況」(14 頁以下) をご参照いただき、詳細は直接各大学にお問合せ下さい。

国立大学の授業料免除制度申請の流れ(例)



※申請から認定までの流れは各大学ごとに異なりますので、正確な情報は直接各大学にお問合せ下さい。

利用者の声

～私は日本学生支援機構の奨学金及び法科大学院の授業料免除制度を利用しました!

新潟大学LS(未修コース)修了

●奨学金等の種類

- ・日本学生支援機構第1種(無利子)(業績優秀者の全額免除の適用あり)
- ・法科大学院の授業料免除制度

●利用した理由

家族からの援助は限られていたうえ、経済学部出身の未修者であったためアルバイトに時間を割くことが難しいと考えたので、奨学金を利用させていただきました。

●利用した感想

私は、奨学金支給と授業料免除のいずれかがなかったら、弁護士になることはできませんでした。日本学生支援機構や法科大学院には大変感謝しています。

●これから法曹を志望しようとしている方へのメッセージやアドバイス

ロースクールは一般的に金銭的負担が大きいです。各種奨学金や免除制度が用意されていますので、努力した分だけ負担は軽減されるようになっています。

経済的な理由で法曹になることを諦めようと考えている方もいらっしゃるでしょうが、自分の努力次第で解決できる問題だと思います。諦めずに頑張ってください。

IV

法科大学院別の経済的支援制度

法科大学院（あるいは法科大学院が属する大学）が提供している経済的支援制度を、大学院別に整理しました。掲載されているデータは、特に指定がない限り、2010年度に実施しているもの、あるいは2011年度に実施する予定のものです。経済的支援制度は、近時改善される傾向にありますので、興味をもたれましたら、直接法科大学院に問い合わせ、最新の情報を集めると良いでしょう。また、どの制度も、申請を必要とするものは提出期限厳守です。➤

1-1 国立・公立大学法科大学院共通の経済的支援制度

	名称	支援額	支援の期間
1	入学料免除	入学料(28万2000円)の全額又は半額 ※法科大学院により以下のパターンがあります。 ・「全額」 ・「半額」	—
2	入学料徴収猶予/分納	入学料(28万2000円)の全額又は半額 ※法科大学院により以下のパターンがあります。 ・「全額」 ・「半額」	一定期間納入猶予を認める「延納」と分割納付を認める「分納」があります。何れを認めるか又その期間については法科大学院ごとに異なります。
3	授業料免除	前期及び後期それぞれの授業料(それぞれ年額の2分の1の40万2000円)の全額又は半額等 ※法科大学院により以下のパターンがあります。 ・「全額」 ・「半額」 ・「一部(全額または半額以外)」	原則として学期ごとに選考を行います。
4	授業料徴収猶予/分納	前期及び後期それぞれの授業料(それぞれ年額の2分の1の40万2000円)の全額又は半額等 ※法科大学院により以下のパターンがあります。 ・「全額」 ・「半額」 ・「一部(全額または半額以外)」	一定期間納入猶予を認める「延納」と分割納付を認める「分納」があります。何れを認めるか又その期間については法科大学院ごとに異なります。

1-2 国立・公立大学法科大学院ごとの経済的支援制度の状況

	法科大学院	入学料		授業料		その他の経済的支援制度	名称	種類
		免除	徴収猶予	免除	徴収猶予			
1	北海道大学	○	○	○	○	成績優秀者特別免除制度		免除
2	東北大学	○	○	○	○	東北大学法科大学院JR東日本奨学生		給付
3	千葉大学	○	○	○	○	千葉大学法科大学院奨学金		給付
4	筑波大学	○	○	○	○	筑波大学学生奨学金(つくばスカラシップ)		給付
5	東京大学	○	○	○	○	長島・大野・常松奨学金、森・濱田松本奨学金、アンダーソン・毛利・友常奨学金、柳田国際奨学金、TM I 奨学金		給付
6	一橋大学	○	○	○	○			
7	横浜国立大学	○	○	○	○			
8	新潟大学	○	○	○	○	新潟大学大学院実務法学研究科奨学金		貸与 無利息
9	信州大学	○	○	○	○	成績優秀学生授業料免除		免除

申請の要否及び時期は、法科大学院ごとに異なりますので、必ずご確認ください。

また、法科大学院以外の団体が提供する経済的支援制度で、法科大学院の学生を対象とするものを整理してみました。掲載しているデータ以外にも、民間企業が提供しているもの、自治体が提供しているもの等があり、法科大学院の窓口で都度情報発信しているものがあります。

支援の条件	
条件は概ね共通ですが、完全に同一ではありません。以下に例を示します。(神戸大学法科大学院)	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②入学前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合 ③その他、上記に準ずる場合で本学が相当と認める事由があるとき
条件は概ね共通ですが、完全に同一ではありません。以下に例を示します。(神戸大学法科大学院)	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②入学前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合 ③その他やむを得ない事情により納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
条件は概ね共通ですが、完全に同一ではありません。以下に例を示します。(東北大学法科大学院)	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合 ②各学期の授業料の納期前6月以内(入学した日の属する学期分の授業料の免除に係る場合は入学した日前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合。
条件は概ね共通ですが、完全に同一ではありません。以下に例を示します。(東北大学法科大学院)	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由により、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合 ②学生又は学資負担者が災害を受け、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められる場合。

支援額	資格・条件	支援期間	人数・割合
入学料相当額、1年次の授業料年間相当額	入学試験成績優秀者	1年	未修入学者2名 既修入学者6名
20万円/年	<ul style="list-style-type: none"> ①1年次科目単位加重総得点の上位3名(1年次生) ②基幹科目単位加重総得点の上位7名(2年次生) 	1年	1年次生3名 2年次生7名
20～50万円/年	成績優秀者を対象に毎年数名を選考(年度により人数、金額は異なる)		
20万円(1名につき1回)	主たる学資負担者の死亡、やむを得ない事由による失職により家計が急変し、修学が困難な者(所得が授業料免除の半額免除となる条件を満たす者)	在学中1名につき1回	
8万円/月			合計25名(2010年度実績)
5万円/月	<ul style="list-style-type: none"> ①学業成績が優秀であること ②経済的支援を必要とすること 	貸与月から3年を超えない期間	各学年2名以内
後期分の授業料相当額	学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められる者を選考	当該年度の後期	

	法科大学院	入学料		授業料		その他の経済的支援制度		
		免除	徴収猶予	免除	徴収猶予	名称	種類	
10	静岡大学	○	○	○	○	静岡大学法科大学院奨学金(I型)		給付
						静岡大学法科大学院奨学金(II型)		給付
						静岡大学法科大学院奨学金(III型)		給付
						SLSC奨学金		給付
11	金沢大学	○	○	○	○	NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照		
						金沢大学大学院研究支援給付		給付
12	名古屋大学	○	○	○/半額のみ	○	NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照		
13	京都大学	○	○	○	○			
14	大阪大学	○	○	○	○			
15	神戸大学	○	○	○	○			
16	島根大学	○	○	○	○	成績優秀者入学料・授業料特別免除制度		免除
17	岡山大学	○	○	○	×	岡山大学法科大学院奨学金		貸与無利息
						成績優秀学生等奨学金		給付
18	広島大学	○	○	○	○	広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ		免除
						NPO法人ロースクール奨学金広島 ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照		
19	香川大学・愛媛大学(連合)	○	○	○	○	四国ロースクール特別授業料免除		免除
						香川大学特待生(学業)授業料免除		免除
20	九州大学	○	○	○	×			
21	熊本大学	○	○	○	○	熊本大学法科大学院奨学金		給付
22	鹿児島大学					鹿児島大学法科大学院奨学金制度(予定)		給付
23	琉球大学	○	○	○	○	鎌倉フェローシップ・沖縄ロースクール奨学金		給付
						琉球大学大学院法務研究科専門職学位課程、特待生授業料免除		免除
24	首都大学東京	○	×	○	○			
25	大阪市立大学	○	分納なし	○	○	特待生制度		免除

※2010年11月調べ。詳細は各法科大学院へお問い合わせください。

※首都大学東京の入学料は、東京都在住者は14万1000円、その他は28万2000円。

※大阪市立大学の入学料は、大阪市住民及びその子は22万2000円、その他は34万2000円。

※法科大学院より提供を受けた資料及びホームページ上の記載(ホームページ掲載の資料(年次報告書等)の記載を含む)で確認できた内容を掲載しています。

※大学の全学サイトで確認した内容については反映していません。但し、法科大学院のホームページ上にリンクが貼ってあるものについては反映しています。

支援額	資格・条件	支援期間	人数・割合
30万円/年	入学試験成績や前年度成績が特に優秀な者や経済的に厳しい者を対象	1年	未修1・2年/各2名以内 未修3年・既修2年/計3名以内
80万円/年	入学試験成績や前年度成績が特に優秀な者や経済的に厳しい者を対象	1年	未修1年/1名以内 既修1年/1名以内
40万円/年	入学試験成績や前年度成績が特に優秀な者や経済的に厳しい者を対象	1年	未修2年/1名以内 既修1年/2名以内 未修3年・既修2年/計2名以内
5万円/月または3万円/月	社会的視野をもつ者又は社会的問題に関心ある者で、将来社会的問題に取り組もうとする姿勢が見られる者。書類審査または面接。	1年	新入生1名または2名
5万円/年	成績上位者	1年	年度の予算の範囲内 (2010年度実績:6名)
入学料・授業料相当額	入試成績及び別途実施する特別枠面接試験の結果を総合して選考	入学時から3年 但し2年目以降は継続要件を満たす必要がある。	入学者中5名程度 (島根・鳥取枠3名。一般枠2名)
10万円/月額	①入学者選抜における成績が優秀であること(1年次生) ②前年度の学業成績が優秀であること(2、3年次生)	2年	1年次生は3～4名程度。2年次以降は若干名。
1年次の授業料年間相当額	入試成績上位(入学定員の5%)で合格し、入学した者	1年	2名
後期分の授業料相当額	入学試験の成績優秀者及び在学生在で学業が特に優れている者	当該年度の後期	各学年1名程度
在籍期間中の授業料相当額	入学者のうち入学試験の成績上位者5名	入学時から2年または3年 但し2年目以降は継続基準を満たす必要がある。	入学者のうち5名
後期分の授業料相当額	在学生在で学業及び人物共に優れていると認められる者から選考	当該年度の後期	
年間授業料の半額	①既修者認定試験成績上位者または入学試験成績上位者(既修者認定試験上位者を優先)(新入生)8名 ②前年度成績(GPA)上位者(2・3年次生)それぞれ8名	1年	
年間授業料の半額	学業成績が優秀であること	1年	各学年3名
36万円/年	①将来沖縄に貢献する意欲がある、②時代を創る強い個性や意思がある者のうち、プレゼンテーションのうえ選考	3年間	新入生を対象1名～2名
年間授業料	①入学者選抜における成績が優秀であること(1年次) ②前年度の学業成績が優秀であること(2、3年次)	1年	各学年1名
半期授業料相当額の全額及び半額	入学試験や前学期の成績優秀者 (授業料減免・分納制度の対象外となる)	半期ごと	2010年度実績: 全額(定員の8%程度) 半額(定員の16%程度)

2-1 私立法科大学院ごとの経済的支援制度の状況

法科大学院名	名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
北海学園大学	① 北海学園奨学金制度			給付	月額2万円、年額24万円 社会人学生は月額10,000円(年額120,000円)
東北学院大学	① 入学時特待生奨学金	未修者	3名 前期2、後期1	給付	60万円(授業料半期分相当額)
		既修者	2名 前期1、後期1	給付	72万5000円(学納金半期分相当)
	② 入学時準特待生奨学金	未修者	3名 前期2、後期1	給付	30万円
		既修者	4名 前期3、後期1	給付	36万2500円
	③ 特待生奨学金		学年ごと3名	給付	60万円
	④ 特待生準奨学金		学年ごと3名	給付	30万円
	⑤ 東北地域貢献者AO入試奨学金			給付	30万円
	⑥ 東北学院大学奨学会奨学金			貸与 (無利息)	96万円
	⑦ 東北学院大学緊急給付奨学金			貸与 (無利息)	当該学期の学生納付金額を上限とする
⑧ 学費ローン利子給付奨学金			給付	融資額に「国の教育ローン」年利率を乗じた金額	
⑨ 入学時ローン利子給付奨学金			給付	採用時から最短修業年限内に支払う入学時ローン利子額を上限とする。	
白鷗大学	① 学業特待生制度/学費免除生	学業特待生制度/入学時学業特待生	1名 ※2010年度実績	授業料等 免除	入学初年度学費(入学金・授業料・施設設備費の合計)及び2年次・3年次の学費(授業料・施設設備費の合計)
		学業特待生制度/入学時学業特待生	2名 ※2010年度実績	授業料 減免	入学初年度授業料のうち50万円
		学業特待生制度/在学時学業特待生	5名 ※2010年度実績	授業料 減免	授業料50万円
	② 学業奨励給付奨学金		37名 ※2010年度実績	給付	7万円
大宮法科大学院大学	※授業料の値下げを行ったことにより、2010年度より独自の奨学金制度はなし				
獨協大学	① 獨協大学法科大学院奨学金		学年ごとに在籍者数の1割程度	給付	授業料の全額(各学期分)
			学年ごとに在籍者数の1割程度	給付	授業料の半額(各学期分)
	② 獨協大学新入生特別奨学金		最大4名	給付	授業料(春学期)の全額
			最大4名	給付	授業料(春学期)の半額
	③ 獨協大学法科大学院社会人特別奨学金		全学生在籍者数の1割程度	給付	授業料の半額相当(各学期分)
④ 獨協大学大学院応急奨学金			給付	30万円を上限とする	
駿河台大学	① 特待生奨学金		1年目5名程度 2年目以降5名程度	給付	授業料相当額
	② 給付奨学金		各学年10名に1名程度	給付	授業料の1/3相当額
青山学院大学	① 青山学院大学大学院法務研究科給付奨学金	既修者	全員	給付	学費等相当額全額
		未修者	各学年5名	給付	50万円
		未修者	各学年5名	給付	30万円
② 青山学院万代奨学金		希望者全員	貸与 (無利息)	月額10万円または年額120万円(上限)一括貸与	
学習院大学	① 学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度	既修者	全額免除4名 半額免除8名	授業料 減免	授業料全額または半額
		未修者	全額免除1名 半額免除2名	授業料 減免	授業料全額または半額
			全額免除5名 半額免除10名	授業料 減免	授業料全額または半額

資格・条件	給付期間	備考
学業成績優秀、経済的事情を考慮	1年間	例)入学定員25名で入学者が25名であれば、1学年8名程度
入学試験で優秀な成績を修めて入学した者3名	1学期 条件を満たす場合に継続あり	③④との併用不可
既修者認定試験の成績が総得点の8割以上で入学した者のうち上位者2名	1学期 条件を満たす場合に継続あり	③④との併用不可
入学時特待生奨学金受給者に続き優秀な成績を修めて入学した者3名	1学期	
既修者入学時特待生奨学金受給者に続き優秀な成績を修めて入学した者4名	1学期 条件を満たす場合に継続あり	③④との併用不可
学期毎の成績が優秀な者	1学期	学期毎の成績判定に基づき次期学期に給付
学期毎の成績が特待生に続き優秀な者	1学期	学期毎の成績判定に基づき次期学期に給付
東北地域貢献者AO入試での入学者		
	1年間	
家計支持者の死亡・疾病・失業等により家計状況が急変して修学が困難になった大学院生		在学中1回のみのお貸与
学資ローンの融資対象となった大学院生		
入学時ローンの融資対象となった大学院生	最短修業年限内の在学期間	在学中1回のみのお貸与
一般入試合格者のうち成績最優秀者	入学から修了まで 次年度継続の条件あり	特待生の資格は毎年見直すこととし資格を取り消すことがある。
一般入試合格者のうち成績優秀者	1年	
在学生の成績優秀者(GPAの高い者)	1年	
学業の奨励を図ることを目的とし、毎年1回成績優秀な学生を選考して受給資格者に支給	1年	
学業成績最上位者	1学期 ※成績により継続可能	
学業成績上位者	1学期 ※成績により継続可能	
入学選抜試験の結果、優秀と認められる者で、本学の理念に共鳴し、将来社会貢献的な職務に一定期間従事する者	入学初年度の春学期	
同上	入学初年度の春学期	
スカラシップ付き社会人特別入試合格者のうち入学後の成績が一定基準以上にある者、あるいは、一般入試合格者で出願区分が社会人(本学定義)の者	入学から修了まで	
修学の意思がありながら所定の要件に該当し、学業の継続が著しく困難と認められる者		在学中1回限り
入学試験の成績上位者、2年目以降は前年度の学業成績上位者	1年	
入学試験の成績上位者、2年目以降は前年度の学業成績上位者	1年	
2年短縮(法学既修者)コースの入学者	2年間	入学年度終了時に成績不良等所定の事由が認められる場合は、次年度給付をしない。
各学年(1・2年次)終了時の成績最上位者	1年	
各学年(1・2年次)終了時の成績が最上位者に準ずる成績上位者	1年	
希望者全員	修業年限	返済期間は修了後20年以内。
入学試験成績上位者に対して初年次(2年次)の授業料を減免 ※最上位4名は全額免除、次の8名につき半額免除	1年	
1年次の学内成績で一定の水準に達している者について2年次の授業料を減免 ※最上位1名につき全額免除、次の2名につき半額免除	1年	
2年次の学内成績で一定の水準に達している者について3年次の授業料を減免 ※最上位5名につき全額免除、次の10名につき半額免除	1年	

法科大学院名		名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
学習院大学	②	学習院大学奨学金		45名程度 ※2010年度実績	貸与 (無利息)	授業料等の2分の1相当額
	③	学習院大学教育ローン金利助成奨学金			給付	借用年度の授業料及び維持費の累積金額の2%又は支払った金利のどちらか低い金額。但し年間上限5万円。
慶應義塾大学	①	慶應義塾大学法務研究科 (法科大学院)奨学給付制度		未修6名、既修14名 ※2010年度実績	授業料 免除	標準授業料全額
				①以外の2010年度入学者全員	給付	40万円
	②	三田法曹会奨学基金		4名	給付	50万円
國學院大学	①	國學院大学法科大学院奨学金		1学年につき標準コース1名、短縮コース1名	給付	130万円(年間授業料相当額)
				1学年につき標準コース1名、短縮コース1名	給付	87万円(年間授業料の3分の2相当額)
				1学年につき6名以内	給付	65万円(年間授業料の半額相当額)
	②	教育ローン利子補給制度			給付	在学期間中の教育ローン利子相当額
駒澤大学	①	駒澤大学法科大学院新入生奨学金		入学定員の2割程度	給付	授業料全額相当額(A種)、授業料半額相当額(B種)
	②	駒澤大学法科大学院奨学金		2年次6名 3年次8名	給付	授業料全額相当額(A種)、授業料半額相当額(B種)
	③	駒澤大学法科大学院提携ローン利子補給奨学金			給付	融資を受ける初年度分の利子相当額
	④	駒澤大学教育ローン利子補給奨学金			給付	
	⑤	駒澤大学教育後援会奨学金		学部・大学院全体で50名	給付	年額20万円
	⑥	駒澤大学百周年記念奨学金		学部・大学院全体で50名	給付	月額2万円
	⑦	駒澤大学同窓会教育研究活動奨学金		大学院全体で20名	給付	年額15万円
上智大学	①	上智大学第3種奨学金(フランスコ・スアレス)		10名 ※2011年度予定	給付	授業料相当額、半額相当額、1/3相当額のいずれか
	②	上智大学大学院新入生奨学金		1名 ※2011年度予定	給付	授業料相当額、半額相当額、1/3相当額のいずれか
	③	上智大学第2種奨学金		19名 ※2010年度実績	給付	授業料相当額、半額相当額、1/3相当額のいずれか
	④	上智大学大学院研究補助奨学金		205名 ※2010年度実績	給付	年額5万円 ※2010年度実績
	⑤	利子補給奨学金			給付	出願年度に支払う提携ローン(6社)の利息分
成蹊大学	①	法科大学院給付奨学金		15名程度 ※各年次5名程度	給付	年額120万円
				30名程度 ※各年次10名程度	給付	年額60万円
	②	法科大学院貸与奨学金		30名 ※2009年度実績	貸与 (無利息)	年額100万円(第1種) ※在学中の貸与総額300万円まで
				3名 ※2009年度実績	貸与 (無利息)	年額75万円(第2種)
			2名 ※2009年度実績	貸与 (無利息)	年額60万円(第3種)	
専修大学	①	新入生学術奨励奨学生		入学者選抜合格者の2割程度	給付	入学金、授業料、施設費相当額
	②	特別学術奨励奨学生		若干名	給付	授業料の2分の1相当額

資格・条件	給付期間	備考
①勉学の意欲があり卒業後返還に責任を持てる。②最短修業年限で修了が見込まれる。③家計基準は日本学生支援機構奨学金第一種に準じる。④日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていない。	1年	
「教育ローン」を扱っている金融機関の教育ローンを利用し、申請年度に金利を支払っている者。最短修了年限内(休学期間を除く)に卒業または修了できる者		
入学試験成績優秀者	1年 ※成績により継続可能	
①以外の2010年度入学者	1年	2010年度のみ適用(次年度は未定)
人物・学業成績ともに優秀でかつ経済的理由により修学が困難な者	1年	
標準・短縮ともに1年次は入学試験の成績評価及び面接に基づく総合評価で第1位の者 標準・短縮ともに2年次以降は前年度の成績評価に基づく総合評価で第1位の者	1年	授業料等納付期限までに対象者を決定する。
標準・短縮ともに1年次は入学試験の成績評価及び面接に基づく総合評価で第2位の者 標準・短縮ともに2年次以降は前年度の成績評価に基づく総合評価で第2位の者	1年	授業料等納付期限までに対象者を決定する。
標準・短縮ともに1年次は入学試験の成績評価及び面接に基づく総合評価で第3～8位以内の者 標準・短縮ともに2年次以降は前年度の成績評価に基づく総合評価で第3～8位以内の者	1年	授業料等納付期限までに対象者を決定する。
本学が提携する金融機関により教育ローンを借りた者	在学期間中 ※3年を上限とする	
本学入学試験受験者で入学試験において特に優秀な学生(大学指名制・公募なし)		
本学在学学生(新入生を除く)前年度学業成績が特に優秀な進級者(大学指名制・公募なし)		
経済的に支援が必要であると認められる学生で、各学年の標準単位を修得し、GPA1.4以上	1年	原則として給付奨学金との併用不可(利子補給奨学金ほかを除く)
経済的に支援が必要であると認められる学生で、各学年の標準単位を修得し、GPA1.4以上	1年	原則として給付奨学金との併用不可(利子補給奨学金ほかを除く)
日本学生支援機構奨学金の出願者で、新規採用者より家計点順に給付	1年	原則として給付奨学金との併用不可(利子補給奨学金ほかを除く)
第一志望として受験し、合格した者の中できわめて優秀な者(研究科推薦制・出願不要)	1年	
第一志望として受験し、合格した者の中で、経済的理由により入学が困難で、大学の成績及び入学試験成績が優秀な者	1年	入学前の出願が必要
学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由によって学業の継続が困難と認められる者	1年	
法科大学院に在籍している学生	1年	①②③との併用不可
学部及び大学院正規生で、本学と提携する金融機関(G社)の提携ローンを契約して学費を納入した者	1年	
入学試験、各年度において成績が優秀であったもの	1年 ※成績により次年度連続支給可	
入学試験、各年度において成績が優秀であったもの	1年 ※成績により次年度連続支給可	
経済的理由により修学が困難、本学に在籍する学生で希望する者に対し、選考のうえ貸与	1年	日本学生支援機構との併用不可
経済的理由により修学が困難、本学に在籍する学生で希望する者に対し、選考のうえ貸与	1年	日本学生支援機構との併用不可
経済的理由により修学が困難、本学に在籍する学生で希望する者に対し、選考のうえ貸与	1年	日本学生支援機構との併用不可
入学者選抜における成績が優秀な者	2年間 ※入学初年度とその次年度	入学後の成績が不良の者について改善されない場合は次年度の支給を停止する。
専修大学出身で、入学者選抜における成績が新入生学術奨励奨学生に次ぎ優秀な者	2年間 ※入学初年度とその次年度	入学後の成績が不良の者について改善されない場合は次年度の支給を停止する。

法科大学院名		名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
専修大学	③	利子補給奨学生		0名 ※2009年度実績	給付	教育ローン適用者について当該年度の利子分の一部
	④	家計急変奨学生		0名 ※2009年度実績	給付	授業料の25%相当額
	⑤	災害見舞奨学生		0名 ※2009年度実績	給付	20万円を上限として支給
創価大学	①	創価大学法科大学院給付奨学金A		5名	給付	年額100万円
	②	創価大学法科大学院給付奨学金B		5名	給付	半期30万円
	③	創価大学創友会法科大学院スカラシップ		10名	給付	年額30万円
	④	創価大学法科大学院牧口記念教育基金会奨学金		10名	給付	年額50万円
	⑤	創価大学法科大学院貸与奨学金			貸与 (無利息)	月額5万円
				貸与 (有利息)	月額6万、7万、8万、9万、10万円から選択。6万～10万のうち5万円分は上記無利息分。	
大東文化大学	①	奨学生A(成績優秀者)		法科大学院全体で7名以内	給付	1年次生は入学金及び年間授業料相当額 2年次生以降の者は年間授業料相当額
	②	奨学生B(成績優秀者)		法科大学院全体で16名以内	給付	1年次生は入学金及び年間授業料各2分の1相当額 2年次生以降の者は年間授業料の1/2相当額
	③	奨学生C(教育ローン利息補給)			給付	当該年度に支払った利息相当額又はその一部 ※在学中の借入限度額の上限を500万円とする
中央大学	①	中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度 第一種	入学生	20名上限	給付	入学金を除く学費相当額(年間170万円)
		中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度 第二種	入学生	150名上限	給付	入学金を除く学費相当額の半額(年間85万円)
		中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度 第三種	未修2・3年次生 既修3年次生	第1種～第3種までの給付人数合計で在学生数の70%を限度とする ※2009年度実績107名	給付	学費相当額の半額(年間85万円)
		中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度 第四種	在学生	原則として第1～第3種の給付を受けていない在学生全員	給付	学校法人中央大学が定める金額 ※2009年度実績1名あたり32万円
	②	中央大学法曹会奨学金制度	3年次生	20名程度 ※2009年実績21名	給付	年額30万円
東海大学	①	法科大学院第1種奨学金	2年修了コース	合格者の半数程度で5名以内	給付	150万円
			3年修了コース	3名以内	給付	150万円
	②	法科大学院第2種奨学金	3年修了コース			給付
	③	法科大学院第3種奨学金	3年修了コース	合格者の40%以内 ※①②を含む	給付	50万円
東洋大学	①	東洋大学法科大学院奨学金Ⅰ種奨学生		3学年合計10名 ※2010年実績	給付	授業料の半額に相当する額(47万円)
	②	東洋大学法科大学院奨学金Ⅱ種奨学生		3学年合計11名 ※2010年実績	給付	授業料の4分の1に相当する額(23万5000円)
日本大学	①	日本大学大学院法務研究科授業料免除		若干名	免除	授業料全額/半額
	②	日本大学大学院法務研究科特別奨学金		若干名	給付	年額50万円
	③	古田奨学金		1名	給付	年額20万円
	④	ロバート・F・ケネディ奨学金		1名	給付	年額20万円

資格・条件	給付期間	備考
在 student で経済的理由により入学及び修学の継続のために教育ローンを必要とする者		
在 student で家計支持者の死亡等による経済的理由により、修学の継続が困難な者		
在 student で火災、風災害、地震などに被災し、経済的困窮の高い者		
入学試験の成績優秀者	在学中(※最短標準年限)	
学期の成績優秀者	1セメスター ※継続可	①との併用不可
人物、入試成績	在学中(※最短標準年限)	①との併用不可
人物、入試成績	1年 ※入学時のみ	①との併用不可
経済的な理由で修学困難な者。修得単位・学修の評価内容からみて不相当であると認められる場合は貸与が停止または廃止される場合がある。	既修者2年、未修者3年	日本学生支援機構からの受給で不足する場合に申込み
経済的な理由で修学困難な者。修得単位・学修の評価内容からみて不相当であると認められる場合は貸与が停止または廃止される場合がある。	既修者2年、未修者3年	日本学生支援機構からの受給で不足する場合に申込み
1年次生については、入学者選抜に合格した者で入学試験の成績が特に優秀と認められる者 2年次生以降の者については、人物及び学業成績ともに優秀と認められる者	1年	入学生より3名(2010年度実績)
1年次生については、入学者選抜に合格した者で入学試験の成績が特に優秀と認められる者 2年次生以降の者については、人物及び学業成績ともに優秀と認められる者	1年	入学生より5名(2010年度実績)
金融機関と直接教育ローン契約を締結した者のうち、経済的な理由により修学が困難で、特に経済的援助を必要とする者	在学中(最短標準年限) ※認定は年度ごと	
入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ、入学の意思がある者から選考	未修3年間、既修2年間 ※継続基準を満たす必要あり	在 student は、原則として第1種から第4種のうち、いずれか1つの対象者となっている
入学者選抜において優秀な成績を修め、かつ、入学の意思がある者から選考	未修3年間、既修2年間 ※継続基準を満たす必要あり	
給付対象年度の前年度の学業成績が当該候補者の入学年度の在 student 全員を対象として上位から70%以内に相当する順位に含まれている者から選考	1年間	
原則として第1種～第3種給付対象以外の在 student 全員に給付	1年間	
(参考)2009年度の出願資格/①2010年3月に修了予定の者、②2009年度前期までの法律基本科目群のGPAが2.9以上の者、③2010年5月実施の新司法試験に出願した者	1年間	
初年度は合格者の中から入学試験の成績に基づき、2年次以降は改めて審査のうえ成績優秀者に対し支給	1年	
初年度は合格者の中から入学試験の成績に基づき、2年次以降は改めて審査のうえ成績優秀者に対し支給	1年	
初年度は合格者の中から入学試験の成績に基づき、2年次以降は改めて審査のうえ成績優秀者に対し支給	1年	
初年度は合格者の中から入学試験の成績に基づき、2年次以降は改めて審査のうえ成績優秀者に対し支給	1年	
学業成績が特に優秀である者	1年	新司法試験合格者に対して30万円を報奨金として支給
学業成績が優秀である者	1年	新司法試験合格者に対して30万円を報奨金として支給
入試成績上位者(2年生以上は学業成績上位者)	1年	
学業人物ともに優秀で健康な者及び修学意思が堅固でありながら学費の支弁が困難な者	1年	
学業及び人物ともに優秀な者	1年	
学業及び人物ともに優秀な者	1年	

法科大学院名	名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
法政大学	① 法科大学院奨学金(入学時特別奨学金)		10名	給付	年額108万円(授業料相当額)
			10名	給付	年額54万円(授業料相当額の50%)
	② 法科大学院奨学金(成績優秀者奨学金)		10名	給付	年額108万円(授業料相当額)
			20名	給付	年額50万円
	③ 法政大学大学院奨学金		若干名	給付	年額20万円
④ 法政大学創立100周年特別奨学金		若干名	給付	年額30万円	
⑤ 法政大学生協同組合法科大学院奨学金			1名	給付	年額50万円
明治大学	① 明治大学法科大学院給費奨学金		26名 ※予定	給付	授業料相当額
	② 明治大学校友会奨学金		未修者・既修者の各成績上位者2名	給付	明治大学校友会からの配分額に応じて決定
	③ 明治大学災害時特別給費奨学金			給付	授業料相当額又は2分1相当額
明治学院大学	① 法科大学院入学者支援奨学金		40名以内	給付	初年度授業料の100万円を超える部分の全額
	② 明治学院大学法科大学院成績優秀者奨学金		1年次ごと各1名	給付	当該学期分授業料の全額
			1年次ごと各2名	給付	当該学期分授業料の2分の1の額
			1年次ごと各2名	給付	当該学期分授業料の3分の1の額
③ 明治学院大学大学院利子補給奨学金			給付	在学期間中の利子相当額で年額20万円を上限とする	
④ 明治学院大学法科大学院有職社会人進学者奨学金			2名以内	給付	年額30万円
立教大学	① 立教大学法務研究科特別給与奨学金		全学年で6名 ※2010年度実績	給付	授業料及び教育充実費の全額
			全学年13名 ※2010年度実績	給付	年額40万円
	② 立教大学法務研究科特別入試給与奨学金		10名以内	給付	授業料及び教育充実費の全額
③ 立教大学緊急給与奨学金				給付	年額30万円
早稲田大学	① 稲門法曹奨学金		各学年100名(法学既修者80名、法学未修者20名予定)以内	給付	授業料半期相当額
	② 大隈記念奨学金		3名	給付	年額40万円
	③ 小野梓記念奨学金		8名 ※2010年度実績	給付	年額40万円
	④ 創立125周年記念奨学金		38名	給付	年額30万円
	⑤ 校友会給付奨学金		14名 ※2010年度実績	給付	年額40万円
	⑥ 津田左右吉奨学金		1名	給付	年額25万円
	⑦ 大川功(一般)奨学金		1名	給付	年額25万円
	⑧ 武本(襄)孝俊奨学金	早稲田大学法学部出身者		1名	給付
神奈川大学	① 神奈川大学法科大学院給費生		各学年10名以内	給付	①100万円に学費(授業料、施設設備資金、演習費)相当額を加算した額、②100万円、③50万円
	② 神奈川大学修学支援奨学金		3名 ※2010年度実績	給付	年間授業料の50%相当額
	③ 神奈川大学出身者支援奨学金	神奈川大学出身者	0名 ※2010年度実績	給付	年間授業料の30%相当額
	④ 村橋・フロンティア奨学金		0名 ※2010年度実績	給付	40万円
	⑤ 神奈川大学激励奨学金		4名 ※2010年度実績	給付	10万円
	⑥ 社団法人宮陵会奨学金		0名 ※2010年度実績	貸与(無利息)	1回あたり1万円~20万円 ※学費に充当する場合は上限30万円
	⑦ 社団法人宮陵会大学院給付奨学金		2名 ※2010年度実績	給付	50万円

資格・条件	給付期間	備考
入学者の中で、入学時の成績が優秀な者	1年	②③④との併用不可
入学者の中で、入学時の成績が優秀な者	1年	②③④との併用不可
法務研究科在学中の者で成績が優秀な者	1年	①③④との併用不可
法務研究科在学中の者で成績が優秀な者	1年	①③④との併用不可
希望者を募り、選考のうえ採用	1年	①②④との併用不可
希望者を募り、選考のうえ採用	1年	①②③との併用不可
法政大学生協の組合員で経済的支援を必要としている候補者の中から選考のうえ採用	1年	他の奨学金との併用可
入学試験の成績優秀者	標準修業年限	成績により継続給付を取り消しあり。日本学生支援機構第一種奨学金との併用不可
必修科目の成績を基準に選考した成績上位者(大学院選考・募集なし)		①との併用不可
自然災害により家計が急変した学生	単年度	
①適性試験の相対順位における席次/受験者が50%以内の者、または②当該年度の入学者の適性試験の順位が50%以内の者のうち①②のいずれかに該当し40名以内の者	1年	
当該学期の成績優秀者をGPAを基に選考	1年	
当該学期の成績優秀者をGPAを基に選考	1年	
当該学期の成績優秀者をGPAを基に選考	1年	
所定の教育ローンを借り入れた学生	標準在籍期間内 ※支給は年2回学期ごと	
入学試験時の試験成績が特に優秀と認められる者を選考し、白金法学会が支給	1年	
入学試験成績上位者または学業成績上位者で各学年15%程度の者のうち3分の1程度	1年	
入学試験成績上位者または学業成績上位者で各学年15%程度の者のうち①以外の者	1年	
立教大学学部において優秀な成績を修めて本学法務研究科に入学した者	原則として2年間	
主たる家計支持者の死亡・失業等による家計の急変に伴い、学業継続が困難になった学生	1年	
新入生は入試出願時に希望した者の中で入試成績優秀な者。在学生は希望者の中で成績優秀な者	法学既修者は原則として2年間 その他は1年間	
学業成績優秀な者	1年	家計および成績基準あり
経済的に修学困難な者	1年	家計および成績基準あり
学業および人物に優れ、かつ勉学上経済的な援助を必要とする者	1年	
経済的に修学困難な者	1年	家計および成績基準あり
学業および人物に優れ、かつ勉学上経済的な援助を必要とする者	1年	
学業および人物に優れ、かつ勉学上経済的な援助を必要とする者	1年	
学業および人物に優れ、かつ勉学上経済的な援助を必要とする者	1年	
学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる者で、新入生は入学試験の成績優秀者、在学生は1学年ごとの成績を基に選考	1年	
学業成績、人物共に優秀な学生で経済的に困難があると認められる者	1年	
学業成績、人物ともに優れた学生	1年	学部4年次の時出願(予約制)
未修1年次生で勉学意欲旺盛にして、学業、人物共に優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な学生	1年	
①学業成績を含めて極めて優秀な学生、②学業成績が良好であるにも拘らず経済的理由により学業の継続が困難な学生、③ボランティア等各種社会活動や課外活動で活躍する学生	1年 ※次年度も出願可能	
一時的に困窮した学生		在学中に返還が原則
神奈川大学を卒業し、神奈川大学大学院に在籍している者で、学業成績、人物ともに優れていると認められ、将来的志向が明確な者		

法科大学院名	名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額	
関東学院大学	① 法科大学院奨学金		10名	給付	授業料・施設費の全額相当額	
	② 法科大学院学費貸与奨学金		10名	貸与 (無利息)	授業料・施設費の半額相当額	
	③ 法科大学院燦葉会特別奨学金	最終学年 在学生	2名	給付	授業料・施設費の全額相当額	
桐蔭横浜大学	① 桐蔭横浜大学法科大学院特別奨学金制度		各学年4名を上限	給付	年額155万円(長期在学コース選択者は年額95万円)	
	② 桐蔭横浜大学法科大学院奨学金制度		入学定員の2割 2年以降上位2割	給付	年額40万円	
山梨学院大学	① 山梨学院大学法科大学院特別奨学金		各学年若干名	給付	年額100万円(Ⅰ種)	
			各学年若干名	給付	年額50万円(Ⅱ種)	
			各学年若干名	給付	年額30万円(Ⅲ種)	
	② スカラシップA		5名	免除	入学金を含む学費全額+学生寮の家賃相当額	
	③ スカラシップB		5名	免除	入学金を含む学費半額+学生寮の家賃相当額	
愛知大学	① 専門職大学院給付奨学金		1~2名 ※AB合わせて8名	給付	授業料及び教育充実費年額相当額(A)	
			6~7名 ※AB合わせて8名	給付	授業料及び教育充実費年額の2分の1相当額(B)	
	② 専門職大学院貸与奨学金			貸与 (無利息)	学費(授業料及び教育充実費)相当額を上限とする	
	③ 法科大学院地域貢献奨学金		2名を上限とする	猶予/免除	最短修業年限の②貸与金	
	④ 教育ローン援助奨学金			給付	教育ローンの利子相当額(5%を上限とする) 保証委託は保証料相当額(10万円を上限とする)	
	⑤ 法科大学院学費サポートプラン			給付	立替手数料相当額(3%を上限とする)	
	⑥ 財団法人愛知大学同友会奨学金			給付	年額50万円	
	⑦ NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照					
愛知学院大学	① 法科大学院奨励奨学金		2名	給付	初年度学費の全額相当額(A種)	
			2名 ※最大6名	給付	初年度学費の半額相当額(B種)	
	② 法科大学院給付奨学金			各学年4名を上限	給付	年間学費の全額相当額(A種)
					給付	年間学費の半額相当額(B種)
	③ 愛知学院大学開学50周年記念奨学金		若干名	給付	年額30万円	
	④ 法学部同窓会奨学金		6名	給付	年額24万円	
⑤ 法務研究科特別奨励賞	3年次生	10名	給付	年額35万円		
	2年次生	10名	給付	年額15万円		
	⑥ NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照					
中京大学	① 中京大学法科大学院授業料減免制度		2名	給付	授業料年額	
			3名	給付	授業料年額の2分の1	
	② 中京大学奨学金			貸与	年間の授業料相当額	
	③ 中京大学教育資金融資援助奨学金			給付	金融機関が取り扱う教育資金を利用して学費の納入をした方に、その利子相当額の一部を給付	
	④ NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照					
南山大学	① 南山法科大学院給付奨学金(入学時)		未修・既修各成績 上位者30%	給付	年額50万円	
			未修・既修各成績上位 30%~60%	給付	年額30万円	
			未修・既修各成績 最上位者	給付	年額50万円	

資格・条件	給付期間	備考
入学試験の成績上位者のうちⅠ期募集8名、Ⅱ期募集1名、Ⅲ期募集1名	1年 ※成績により継続可能	欠員が生じた場合は補充を行う
入学試験の成績上位者のうちⅠ期募集の9位～16位、Ⅱ期募集2位、Ⅲ期募集2位の者	1年 ※成績により継続可能	欠員が生じた場合は補充を行う
最終学年在学中で前年度末までの成績優秀者	1年	①との重複受給可
入学試験での成績優秀者、2年次以降は年度ごとに学業成績優秀者	1年	授業料免除という形で支給
入学試験での成績優秀者、2年次以降は年度ごとに学業成績優秀者上位2割	1年	授業料納入額より差し引き形で支給
当該年度前期・後期の学業成績が最も優れた者	1年	
当該年度前期・後期の学業成績が特に優れた者	1年	
当該年度前期・後期の学業成績が優れた者	1年	
入学者選抜試験の成績最優秀者上位者5名 ※詳細な募集定員については、当該年度の入学試験要項に定めるとおりとする。	法学既修者2年間 法学未修者3年間	成績不良などの理由により資格を取り消されることがある
入学者選抜試験の成績優秀者5名程度 ※詳細な募集定員については、当該年度入学試験要項に定めるとおりとする。	法学既修者2年間 法学未修者3年間	成績不良などの理由により資格を取り消されることがある
入学試験に優秀な成績で合格した中より選考(入学試験の出願時に願出)	3年制コース3年間 2年制コース2年間	継続審査において要件を満たさない場合は資格を失う
入学試験に優秀な成績で合格した中より選考(入学試験の出願時に願出)	3年制コース3年間 2年制コース2年間	継続審査において要件を満たさない場合は資格を失う
①経済的に修学が困難と認められる者、②成績が優秀である者、③修学を継続しようと認められる者、④返還義務を履行しようと認められる者、①から④をすべて満たす者	2学期(2セメスター)を上限	③の適用者の給付期間は最短修業年限とする
弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間赴任した場合は、決定により、貸与金の返還を免除する	最短修業年限	免除前の返還猶予規定あり
教育ローンを利用して学費を納入した者	修業年限を上限とする	利子負担の借入金対象限度額を200万円とする
本制度を利用しなければ入学金及び学費を納付できない者で、本制度に基づき提携金融機関に立替払いを求めた者		
志操堅実・学業優秀な学生		
法科大学院適性試験の総受給者の成績上位10%までの1年次生	1年	
法科大学院適性試験の総受験者の成績上位10%までに該当しない者で、入学試験の合計が500点以上の1年次生	1年	
学業成績、人物ともに優秀で、2年次または3年次に進級した者で、前年度の成績がGPA2.8以上の者	1年	
学業成績、人物ともに優秀で、2年次または3年次に進級した者で、前年度の成績がGPA2.6以上の者	1年	
学業成績優秀にして、経済的理由により修学困難と思われる者	1年	
学部及び大学院に在籍する学生で、成績、人物ともに優秀な者	1年	
3年次春学期までの成績がGPA2.5以上の成績優秀者	1年	
2年次春学期までの成績がGPA2.5以上の成績優秀者	1年	
入学試験の成績上位者		
入学試験の成績上位者		
学業に専心し、経済的理由により就業困難な者		日本学生支援機構、地方自治体との重複貸与は不可。
本学に在学する学生で、教育資金融資を利用して学費の全部または一部を納付した者	1年	
A日程合格者のうち、標準修業コース及び法学既修者コース試験成績優秀者各コース上位30%までの成績で合格した入学者	1年 ※次年度以降②の利用可	
A日程合格者のうち、標準修業コース及び法学既修者コース試験成績優秀者各コース上位30%から60%までの成績で合格した入学者	1年 ※次年度以降②の利用可	
B日程合格者のうち、標準修業コース及び法学既修者コース試験成績優秀者各コース最上位で合格した者	1年 ※次年度以降②の利用可	

法科大学院名	名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
南山大学	② 南山法科大学院給付奨学金 (在学時)		各年度の成績優秀者上位 20%	給付	年額50万円
			各年度の成績優秀者上位 20%~40%	給付	年額30万円
	③ 南山法科大学院貸与奨学金			貸与 (無利息)	年額30万円、50万円、100万円のうち希望する額
	④ NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照				
名城大学	① 特別奨学生/大学院法務研究科入学時A奨学生	入学生	5名以内	免除	入学年度の授業料と施設費の年額
	② 特別奨学金/大学院法務研究科入学時B奨学生	入学生	10名以内	免除	入学年度の授業料年額の1/2と施設費年額の1/2の合計
	③ 学業優秀特別奨学生	在学学生	20名以内	給付	授業料年額の1/2と施設費年額の1/2の合計
	④ 学業優秀奨学生/C奨学生	在学学生	17名 ※2009年度実績	給付	年額30万円
	⑤ 修学援助奨学生/B奨学生	在学学生		給付	年額30万円
	⑥ 本学卒業等補助奨学生	在学学生		給付	入学金の額
	⑦ 校友会奨学生	在学学生	校友会の指定する人数	給付	校友会が指定する額
	⑧ NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ ※「3-1 その他の経済的支援制度」を参照				
京都産業大学	① 京都産業大学大学院法務研究科入学時学修奨励金	既修者	入学者全員	給付	春学期17万円(春学期の授業料相当額)
		未修者	入学者全員	給付	年額34万円(春学期・秋学期の授業料相当額)
	② 京都産業大学大学院法務研究科成績優秀者授業料減免	既修者	4名以内	免除	授業料全額
	③ 京都産業大学大学院法務研究科成績優秀者授業料減免 (②以外)		上位10%以内	免除	授業料全額
			上位30%以内	減額	授業料半額
			上位40%以内	減額	授業料の4分の1
④ 京都産業大学大学院法務研究科給付奨学金		5名以内	給付	月額10万円	
⑤ 京都産業大学大学院法務研究科 司法修習に向う者に対する 支援金			給付	200万円	
同志社大学	① 同志社大学大学院司法研究科奨学金		1・2年次生9名 3年次生3名	給付	年間授業料相当額
			1・2年次生15名 3年次生5名	給付	年間授業料相当額の2分の1
	② 同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金	2009年実績→	入学前40名、春47名、秋80名	貸与 (無利息)	各学期の授業料相当額
		2009年実績→	入学前8名、春12名、秋16名	貸与 (無利息)	各学期の授業料相当額の2分の1
③ 同志社大学大学院司法研究科特別奨学金	既修者(同志社大学法学部出身者)		給付	年間授業料及び年間教育充実費相当額	
④ 同志社大学短期貸付金		0名 ※2009年度実績	貸与 (無利息)	①一般貸付3万円以内、②特別貸付10万円以内	
立命館大学	① 立命館大学法科大学院奨励奨学金		入学予定者・在学生の各15名程度 ※既修・未修合計	給付	学費(授業料・教育充実費)の全額
			入学予定者・在学生の各40名程度 ※既修・未修合計	給付	年額60万円

資格・条件	給付期間	備考
各年度の法律基本科目の成績優秀者上位20%までの者	1年	標準修業コースは1年次と2年次修了後、法学既修者コースは1年次修了後が対象
各年度の法律基本科目の成績優秀者上位20%～40%までの者	1年	標準修業コースは1年次と2年次修了後、法学既修者コースは1年次修了後が対象
日本学生試験機構の奨学金に採用されなかった者	1年 期限到来後は借換え	①②との併用不可
入学試験成績が特に優秀な者	1年	
入学試験成績が優秀な者	1年	
2年次以上で学業成績及び人物優秀者	1年	
学業成績及び人物優秀者	1年	
主たる家計支持者の死亡、疾病等、または、火災、風水害等の被害により家計が急変し、修学の意志があるにもかかわらず経済的に著しく困難となった者	1年	
①本学卒業生で、他の学部・研究科に入学する者 ②本学に籍を置いた者で、退学の後、再入学する者	1年	
人格円満かつ健康で、学業成績または体育技能が優秀な者	1年	
入学者全員に給付	春学期	②の受給者を除く
入学者全員に給付	1年	
入学試験の成績が特に優秀な者	2年	初年度の学業成績が不振な場合は、免除資格を取り消す
成績上位10%以内でGPA2.4以上の者 未修者は2年次春学期以降、既修者は1年次秋学期以降適用	各期	
成績上位30%以内でGPA2.0以上の者 未修者は2年次春学期以降、既修者は1年次秋学期以降適用	各期	
成績上位40%以内でGPA1.8以上の者 未修者は2年次春学期以降、既修者は1年次秋学期以降適用	各期	
学業成績優秀者であって、家計急変等のやむを得ない理由により、学費納入又は修学の継続が困難になった者(標準修業年限内の者)	随時受付、当該年次	
新司法試験に合格し、司法修習を行う修了生に対し、司法修習開始時までに給付		
勉学意欲旺盛で、学業人物ともに優秀な者 ※1年次生は入学試験の成績により選考、2年次生以上は学業成績優秀者の中から選考	1年	
勉学意欲旺盛で、学業人物ともに優秀な者 ※1年次生は入学試験の成績により選考、2年次生以上は学業成績優秀者の中から選考	各期	
学資支弁に支障のある人 ※1年次生は入学試験合格を以て基準を満たす/2年次生以上は司法研修科の推薦による	1年	返還は原則として修了時から貸与回数×3年以内で15年を上限とする。
学資支弁に支障のある人 ※1年次生は入学試験合格を以て基準を満たす/2年次生以上は司法研修科の推薦による	各期	返還は原則として修了時から貸与回数×3年以内で15年を上限とする。
勉学意欲旺盛で、学業人物ともに優秀な者 ※同志社大学法学部での学業成績が優秀な者で、入学試験の成績が優秀な者から面接を実施して決定	2年	
やむを得ない事情で一時的に生活費支弁が困難になった人		一般貸付の返還は3か月以内、特別貸付は10か月以内の月賦返還
入学試験の成績上位者であり、かつ所定の入学手続を完了していること 在学生の場合は応募者の中から前年度修得単位のGPA上位者から順に選考	1年	
入学試験の成績上位者であり、かつ所定の入学手続を完了していること 在学生の場合は応募者の中から前年度修得単位のGPA上位者から順に選考	1年	

法科大学院名	名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
龍谷大学	① 法科大学院既修(2年修了)コース 学費援助奨学生(※2011年度入学生より)	既修(2年修了)コース生	全員	給付	授業料及び施設費相当額(年額80万4000円)
	② 法科大学院学費援助奨学生(※2011年度入学生より)	標準(3年修了)コース生	3名	給付	授業料及び施設料相当額(年額80万4000円)
		標準(3年修了)コース生	3名	給付	年額52万2500円
		標準(3年修了)コース生	該当者全員	給付	年額24万1000円
	③ 法科大学院学業奨学生(※2011年度入学生より)	標準(3年修了)コース生2年次および3年次	各学年3名	給付	授業料及び施設料相当額(80万4000円)
		標準(3年修了)コース生2年次および3年次	各学年3名	給付	年額52万2500円
	④ 法科大学院下宿者学業支援奨学生(※2011年度入学生より)		該当者全員	給付	月額3万円を上限とし、下宿等賃貸住宅の賃料相当額
⑤ 法科大学院学費援助奨学生(※2010年度入学生まで)		10名	給付	1年次前期及び後期授業料相当額	
⑥ 法科大学院学業奨学生(※2010年度入学生まで)	2年次・3年次	5名	給付	前期及び後期授業料半額相当額	
	2年次・3年次	5名	給付	前期及び後期授業料相当額(年額130万円)	
大阪学院大学	① 学費返還制度		該当者全員	学費返還	在学中に納付した学費(授業料及び施設設備費)の半額相当額
	② 特待生制度		上位2割以内	免除	1年次の授業料全額
	③ 大阪学院大学白井奨学生制度		0名 ※2009年度実績	減免	年間学費相当額～年間学費1割相当額まで
関西大学	① 関西大学大学院法務研究科 給付奨学金	入学生	6名 ※2010年度実績	給付	授業料及び教育充実費の全額相当額
		入学生	16名(全額) ※2010年度実績	給付	授業料及び教育充実費の全額相当額または半額相当額
		在学学生	17名(全額)、6名(半額) ※2010年度実績	給付	授業料及び教育充実費の全額相当額または半額相当額
	② 関西大学校友会法科大学院 給付奨学金	既修者	S・A合わせて4名以内	給付	年額100万円
③ 関西大学短期貸付金			貸与 (無利息)	原則3万円とし、事情により5万円まで(1000円単位)	
近畿大学	① 特待生制度/入学者特待生		5名	免除	授業料全額
			12名	免除	授業料半額
	② 特待生制度/成績優秀者特待生		各学年5名	免除	授業料全額
			各学年12名	免除	授業料半額
	③ 近畿大学給付奨学金			給付	年額30万円
④ 近畿大学奨学金			貸与 (無利息)	年額80万円	
⑤ 近畿大学応急奨学金			貸与 (無利息)	年額60万円	
関西学院大学	① 関西学院大学法科大学院特別支給奨学金	入学生	6名	給付	学費全額相当額
	② 関西学院大学法科大学院第1種支給奨学金	入学生	原則として10名	給付	学費半額相当額
	③ 関西学院大学法科大学院第2種支給奨学金		原則として13名	給付	学費半額相当額
	④ 関西学院大学大学院貸与奨学金			貸与 (無利息)	原則として学費半額相当額

資格・条件	給付期間	備考
既修(2年修了)コースの入学学生全員	2年	学修状況に応じて支給を停止することがある
入学学生のうち、(前期日程)入学試験成績上位者の1~3位	1年	学修状況に応じて支給を停止することがある
入学学生のうち、(前期日程)入学試験成績上位者の4~6位	1年	学修状況に応じて支給を停止することがある
入学学生のうち、(前期日程)入学試験成績7位以下、およびそれ以外の者	3年	学修状況に応じて支給を停止することがある。2年次・3年次で「法科大学院学業奨学生」となった者
前年次成績の上位1~3位	1年	
前年次成績の上位4~6位	1年	
法科大学院に在学する者のうち、法科大学院教授会が定める基準に基づき、就学のために下宿等賃貸住宅に居住せざるを得ない者	2年および3年	学修状況に応じて支給を停止することがある。給付期間は、標準(3年修了)コースは3年。既修(2年修了)コースは2年
法科大学院入学試験において、成績上位合格者10名以内	1年	
前年次成績上位6名~10名	1年	
前年次成績上位1名~5名	1年	
法科大学院課程修了直後(2年目以降は対象外)の新司法試験に合格(未受験は不合格とみなす)した者全員		
入学試験または法学既修者認定試験において成績上位2割以内の者	1年	
学業成績・人物ともに良好であり、社会的・芸術的活動等において、本学の名を高めた実績のある者または将来本学の名を高め得ることが十分期待される者	1年	
S日程入学試験の合格者で、入学試験の成績優秀者	2年	学業成績により給付が停止されることがある 他の学内奨学金(②を除く)との併給不可
A日程入学試験の合格者で、入学試験の成績優秀者	1年	
前年度までの成績を基準に審査を行い、学業成績優秀者に給付	1年	
S日程及びA日程入学試験の成績優秀者	1年 ※初年度の成績により継続給付	他の給付奨学金と併用可
関西大学大学院に在学する者で、所定の事由に該当し、一時的または緊急に生活資金の援助を必要とする者		貸与を受けた翌日から3か月以内に一括または分割で返済
入学試験で一定基準の成績を修めた者の中からの序列		
入学試験で一定基準の成績を修めた者の中からの序列		
前年度にそれぞれ別に定める基準を満たす成績を修めた者の中からの序列		
前年度にそれぞれ別に定める基準を満たす成績を修めた者の中からの序列		
	1年	①②との併用不可
	1年	修了後、毎年12月に所定の金額を2~20年に分割して返還する
家計支持者の失職・破産・会社の倒産・死亡等により家計が急変し、学業の継続が困難な人	1年	修了後、毎年12月に所定の金額を2~20年に分割して返還する
入学時に入試形態別に入試成績順により選考	標準修業年まで	継続基準を満たさないときは支給を打ち切る。 日本学生支援機構の奨学金と併用可。
入学時に入試形態別に入試成績順により選考	標準修業年まで	採用人数は、2011年度入学者の分を記載。現在、採用人数の変更(法科特別支給奨学金の増枠等)を検討しており、詳細が決定次第HP等で告知。
家計状況も勘案の上、学業成績により選考。なお、本奨学金は学生からの申請による。	1年	日本学生支援機構奨学金と併用可。 採用人数は、2011年度入学者の分を記載。現在、採用人数の変更(法科特別支給奨学金の増枠等)を検討しており、詳細が決定次第HP等で告知。
本人の経済状況、家庭の経済状況及び大学院の学業成績、大学院の入試成績その他を参考とする	1年	日本学生支援機構奨学金の補完的役割

法科大学院名	名称	対象	人数・割合	種類	支給/免除額
甲南大学	① 学費の減免	既修者	全額4名、半額4名 ※2011年予定	免除	1年次は授業料及び施設設備費相当額 2年次は授業料相当額
		未修者	全額1名、20%全員 ※2011年予定	免除	1年次は授業料及び施設設備費相当額 2年次以降は授業料相当額
	② 甲南大学法科大学院奨学金		10名 ※2011年度予定	貸与 (無利息)	年額81万円(在学中243万円を上限とする)
神戸学院大学	① 神戸学院大学法科大学院支給奨学金		各学年6名以内 ※2010年実績7名	給付	学費相当額(120万円)
			各学年6名以内 ※2010年実績10名	給付	学費半額相当額(60万円)
	② 神戸学院大学法科大学院貸与奨学金			貸与 (有利息)	学費相当額(120万円)
	③ 神戸学院大学法科大学院同窓会奨学金		各学年3名まで	貸与 (無利息)	年額60万円
広島修道大学	① 特別給付奨学金制度		入学年度毎に 10名以内	給付	年額110万2000円(在学科・施設設備資金相当額)
	② 給付奨学金制度		各学年10名以内	給付	年額50万円
久留米大学	① 久留米大学法科大学院特待生		各学年8名 ※全額5名、半額3名	免除	授業料全額相当額(年額110万円) または半額相当額(年額55万円)
	② 久留米大学法科大学院奨学金		12名	貸与 (有利子)	半期48万円
西南学院大学	① 西南学院大学大学院法務研究科成績優秀者奨学金	既修者	全額5名	給付	授業料及び施設費の全額
		未修者	全額5名、半額5名	給付	授業料及び施設費の全額又は半額
		2年次生 3年次生	10名以内。うち 全額は5名以内	給付	授業料及び施設費の全額又は半額
	② 西南法曹会成績優秀者奨学金	3年次生	1名	給付	授業料及び施設費相当額
③ 借入金利子補給給付奨学金			給付	借入金利の利子相当額 ※年3%を上限とする	
福岡大学	① 福岡大学法科大学院特待生奨学金		原則として 1学年3名	給付	年額100万円(授業料相当額)
	② 福岡大学法科大学院準特待生奨学金		原則として 1学年3名	給付	年額50万円(授業料半額相当額)
	③ 福岡大学奨学金		1学年9名程度	貸与 (無利息)	年額105万円

※2010年11月調べ。詳細は各法科大学院へお問い合わせください。

※法科大学院の属する大学の卒業生について入学金免除等の優遇措置がある場合があります。

※金融機関との提携による教育ローン制度については省略しています。

※教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座の指定を受けている法科大学院があります/獨協法科大学院、大宮法科大学院大学、早稲田法科大学院、東洋法科大学院、京都法科大学院、南山法科大学院(法科既修者コース)

3-1 その他の経済的支援制度

	名称	対象となる法科大学院	種類	支援金額
1	NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ	以下の大学の法科大学院 愛知大学、愛知学院大学、金沢大学、中京大学、名古屋大学、南山大学、名城大学	給付(贈与)	入学料・授業料・施設費の全額
2	NPO法人ロースクール奨学金広島	以下の大学の法科大学院 広島大学、広島修道大学	給付(贈与)	年額20万円

資格・条件	給付期間	備考
入学試験の成績で決定	2年	1年次成績により適用を停止することあり。②との併用不可
入学試験の成績で決定	3年	各年次成績により適用を停止することあり。原則として②との併用不可
法科大学院に在学する者であって、修学の継続に奨学金の貸与が必要と認められる者	1年	修了、除籍または退学後、15年間に、無利息・均等分割返還
1年次は入学試験の成績、2年次以降は前年度の成績により決定	1年	
1年次は入学試験の成績、2年次以降は前年度の成績により決定	1年	
貸与希望者	1年	年利1.5%、最長20年の分割返済 日本学生支援機構の奨学金と併用不可
	1年	最長10年の分割返済
入学年度は入学試験の成績で、次年度以降は学業成績で、特に優れた成績優秀者を選考	1年	
入学年度は入学試験の成績で、次年度以降は前年度の学業成績で、成績優秀者を選考	1年	
1年次生は入学試験の総点数に面接評価を加味、2年次生以降は前年度に30単位以上取得した者の中から平均点が高い順に選考	1年	所定事由に該当するときは免除を取り消すことがある
学業、人物ともに優れ、積極的な学業欲があり、経済的理由により修学が困難と認められる者	6か月	每学期応募可能、利息1%、法科大学院修了後10年以内に返還
入試成績の成績順位	1年	
入試成績の成績順位	1年	
2年次生は1年次の成績順位及びGPA 3年次生は2年次の成績順位及びGPA	1年	
3年次に在籍する学生で2年次の学業成績が最も優秀である者	1年	
金融機関等からの借入により学費を支払っている者		
1年次は入学選考における評価点の上位者、2年次以降は特待生として相応しい成績を修め、かつ35単位以上を修得し、前年度における必修科目の学業成績の評価点の平均値が上位である者	1年	③との併用不可
1年次は入学選考における評価点の上位者、2年次以降は準特待生として相応しい成績を修め、かつ35単位以上を修得し、前年度における必修科目の学業成績の評価点の平均値が上位である者	1年	③との併用不可
		日本学生支援機構の奨学金と併用不可 第2種奨学金は推薦枠余裕あるとき併用可

支援人数	資格・条件	備考
4名 ※2011.4入学許可の者	①対象法科大学院の何れかに入学することを許可された者 ②法科大学院の学費の支弁が困難な者 ③下記のいずれかに3年以上赴任する志がある者 Ⅰ. 中部弁護士会連合会所在の弁護士過疎地域(弁護士ゼロ・ワン地域) 又は日弁連設置の過疎地型公設事務所(ひまわり基金法律事務所) Ⅱ. 全国のゼロ・ワン地域及び日弁連ひまわり基金法律事務所	①法科大学院を入学後3年以内で修了できなかったとき、②修了後、新司法試験に5年以内に合格しなかったとき、など、一定の事由に該当した場合に返還を求める(条件付贈与)
広島大学LS 2名 広島修道大学LS 2名 ※2010年度募集人数	広島県内所在の法科大学院に在学する学生およびその修了生	単年度の支給とし、年度更新による継続支給は行わない。翌年度に再度選考された場合はこの限りでない。

V

よくある質問

1 日本学生支援機構の貸与奨学金について

Q1. 他の経済的支援制度との併用はできるのでしょうか。

A1. 先ず、第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与は可能です。但し、併用貸与の場合、家計基準が第一種奨学金の収入基準より厳しくなっておりますので、ご注意下さい。

次に、日本学生支援機構の奨学金と他の経済的支援制度の併用については、日本学生支援機構側では特に制限はしておりませんが、他の経済的支援制度のなかには日本学生支援機構の奨学金との重複貸与を認めないものもあります。HP やパンフレットで確認できた範囲で「IV 法科大学院別の経済的支援制度」(10頁以下)に記載しましたので、ご参照ください。

Q2. 司法試験に落ちてしまったら返還計画を見直さなければなりません。また法科大学院を中退したり、留年してしまったりといった不測の事態が起きた場合、救済はあるのでしょうか。

A2. 返還免除制度、減額返還制度、返還期限猶予制度などの各種支援制度があります(6頁から7頁までご参照)。適用できるものがないか、ご確認下さい。詳細については、日本学生支援機構のHPに情報が掲載されています。

また、同機構の専用電話(奨学金返還相談センター)でご相談を受け付けています。

■日本学生支援機構ホームページ(奨学金関係)

<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

■奨学金返還相談センター(ナビダイヤル・全国共通)

0570-03-7240

Q3. 返還額がいくらになるのか、事前に試算できますか。

A3. 日本学生支援機構のHPで奨学金貸与・返還額のシミュレーションができます。ご活用下さい。

<http://simulation.ikusys.jasso.go.jp/simulation/index.action>

Q4. 入学金についての支援はないのですか。

A4. 第一種奨学金や第二種奨学金の初回振込時の月額に10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の有利子奨学金を増額して貸与する入学時特別増額貸与奨学金制度があります。適用要件・手続の詳細については、日本学生支援機構にお問い合わせ下さい。

Q5. 大学で奨学金を受けています。さらに法科大学院に進学して奨学金を受けようとする場合、大学の奨学金の返還はどうなりますか。

A5. 所定の手続をとることにより、法科大学院在学期間中は返還期限が猶予されます。詳細は、日本学生支援機構にお問い合わせ下さい。

2 入学金・授業料の免除制度について

Q6. 免除制度を受けられる人数や割合を教えてください。

A6. 法科大学院ごとに対象割合・対象人数を定めています。法科大学院のHPやパンフレット等に紹介されている例では、東京大学法科大学院の2004年度(当時の入学定員300人)における前期授業料免除者は、全額半額免除を合わせて23名、静岡大学法科大学院(入学定員20人)の授業料免除者は、例年5名程度とされています。「IV 法科大学院別の経済的支援制度」(10頁以下)にも、確認できた限りで人数や割合を整理してありますので、ご参照ください。

3 法科大学院別の経済的支援制度について

Q7. 本パンフレットに掲載されている以外に経済的支援制度はないのでしょうか。

A7. 法科大学院ごとに多様な支援制度を有しておられます。本パンフレットに掲載してあるものは、各法科大学院のHPやパンフレット等から確認できたもののうち、代表的と思われるものです。他にも、企業、民間団体、NPO法人、自治体その他の団体が実施している支援があり、法科大学院を通じて紹介されている例があります。詳細は各法科大学院に直接お問い合わせ下さい。

利用者の声

～私は**法科大学院の奨学金**を利用しました!

関西学院大学LS(未修コース)修了

●奨学金の種類

成績優秀者への給付型奨学金(入学時からの学費半額相当分)

●利用した理由

私は両親が高齢で、家族に負担をかけられない状況でしたが、アルバイトの負担が大きくなれば学業に支障が出ると考え、利用しました。

●利用した感想

学費の負担が軽減されることに感謝しましたし、「学校から期待されている」という励みにもなりました。

●これから法曹を志望しようとしている方へのメッセージやアドバイス

金銭的負担は進路を考える上でのネックになると思いますが、あきらめずに頑張れば、負担を軽減する制度を利用してさらに勉強に打ち込めると、よいスパイラルが生まれると思います。



VI

資料：関係法令等（抜粋）

【日本学生支援機構】

独立行政法人日本学生支援機構法

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。(後略)

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であって第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令

(返還の期限等)

第五条 法第十四条第一項の学資金（以下単に「学資金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2 第二種学資金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 学資金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認め

られるときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

(返還期限の猶予)

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

(死亡等による返還免除)

第七条 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3 機構は、前二項の規定による学資金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(特に優れた業績による返還免除)

第八条 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時ににおいて、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の認定は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が、学内選考委員会（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3 機構は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による学資金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

【授業料関連】

国立大学法人法

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

4 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

(授業料、入学料及び検定料の標準額等)

第二条 国立大学（中略）の授業料（中略）の年額（中略）、入学料（中略）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。（中略）

法科大学院	授業料の年額	：804,000 円
	入学料	：282,000 円
	検定料	：30,000 円

(授業料等の上限額等)

第十条 国立大学法人は、国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第二条第一項若しくは第三項、第三条第二項又は第四条の規定にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。

(経済的負担の軽減のための措置)

第十一条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

お問合せ先

- 独立行政法人日本学生支援機構
<http://www.jasso.go.jp/index.html>
- 各大学の経済的支援制度については、各大学へお問合せ下さい。
- 本パンフレットに関するお問合せ先
日本弁護士連合会法制第一課 電話:03-3580-9939

本パンフレットは日弁連ホームページに掲載されています。

<http://www.nichibenren.or.jp/>

司法制度改革審議会意見書（抜粋）（平成13年6月12日）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

4. 司法修習

- 新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。
- 給費制については、その在り方を検討すべきである。
- 司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

(1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。

(2) 給費制の在り方

修習生に対する給与の支給（給費制）については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。

(3) 司法研修所

司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

意見の整理

新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が司法修習生に対して貸付金を貸与する制度（貸与制）を平成18年度から導入することとする。貸与制の具体的制度設計については、次の点に留意するものとする。

- 1 貸付額については、司法修習生が修習に専念する義務を負うことを考慮した額とすること。
- 2 返還は10年程度の年賦等による分割払とし、繰上返還も認めるほか、事情に応じて返還猶予を認めるものとする。
- 3 返還期限が経過するまでは無利息とすること。
- 4 具体的な返還免除や返還猶予のあり方については、関係機関の意見をも踏まえつつ、引き続き検討すること。
- 5 貸付金に係る国の債権管理、事務処理などについては、アウトソーシングなどによる効率化を図ること。
- 6 司法修習生に対して旅費（実務修習地と司法研修所との往復など）を支給するものとする。

（少数意見）

川端委員は、「給費制は、厳しい専念義務の下での充実した修習の基盤となり、また公益的活動を支える使命感醸成の効果ももたらしているのであり、経済的事情から法曹への道を断念する志望者が出ることを防ぐためにも、なおこれを堅持すべきである。」との少数意見を述べた。

司法修習生に対する貸与制について

- 1 司法修習生が修習に専念することができるようにするため、国（最高裁判所）が司法修習生に対し、その申請により、修習資金（仮称。以下同じ。）を貸与するものとする。
- 2 修習資金は、返還期限が経過するまでは無利息とする（返還期限を経過したときは、延滞利息を付すものとする。）。
- 3 貸与額については、司法修習生が修習に専念することができる水準の額とし、数段階の貸与月額を設定して、司法修習生が選択する額を貸与するものとし、扶養家族を有し住居を賃借している司法修習生は相応分を加算した額の貸与を受けられるものとする。
- 4 修習資金の返還については、修習終了後数年間は返還を据え置き、その後10年間の年賦等による均等返還とするが、繰上返還も認めるものとする。
- 5 被貸与者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。
- 6 被貸与者が死亡又は精神若しくは身体の故障により修習資金を返還することができなくなったときは、その全部又は一部の返還を免除することができるものとする。
- 7 司法修習生に対し、旅費を支給するものとする。
- 8 修習資金の貸与制は、平成18年秋から開始される新司法修習（新司法試験の合格者に対する修習）から導入するものとする。なお、貸与制の導入までに既に修習を開始した司法修習生については、経過措置として、給費制を継続するものとする。
- 9 貸与制の制度設計については、法律（裁判所法）上はその骨格を規定し、貸与額等の制度の詳細は最高裁判所規則で規定する。

平成15年度予算の編成等に関する建議（抄）

平成14年11月20日

財政制度等審議会

10. 司法制度改革〔資料10参照〕

司法機能の充実・強化に当たっては、法曹人口の増大や迅速な紛争解決を実現する司法制度改革に係る国民の負担を軽減するため、訴訟手続等に関して制度・運用面の改善を可能な限り行うこと、弁護士報酬の透明化・合理化を図ることなどとともに、既定の予算の見直しを行うことが必要である。

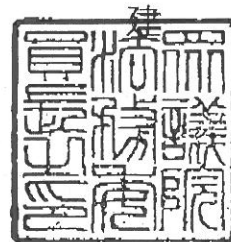
既定の予算の見直しについては、例えば、司法修習生手当に関して、各種の公的給与・給付の見直し等を踏まえ、受益と負担の観点等から、早期に給費制は廃止し、貸与制への切替えを行うべきである。

衆法委百七十六第一号

平成二十二年十一月二十四日

衆議院法務委員長

奥田



法務大臣

仙谷由人殿

本委員会において「裁判所法の改正に関する件」について、別紙のとおり
 決議した。

右参考送付する。



裁判所法の改正に関する件

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。

平成23年8月31日

第1 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方

○ 司法修習の意義と経済的支援の必要性

司法修習は、新しい法曹養成プロセスにおいて必須の過程。司法修習生が修習に専念できるようにするため、修習期間中の生活の基盤を確保する必要があり、司法修習生に経済的支援を行う必要がある。

○ 経済的支援の基本的な在り方

貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置(十分な資力を有しない者に対する負担軽減措置)を講ずる。

○ 措置の具体的内容

1 日本学生支援機構の奨学金制度における経済困難を理由とする返還猶予事由を参考に

- ◆ 給与所得者については年間収入金額300万円以下
 - ◆ 給与所得者以外については年間所得金額200万円以下
- を基準として最長5年の返還猶予期間を設ける。

2 法科大学院中の修学資金であることが明確なもの(法科大学院の奨学金等)については、その年間返還額を年間収入・所得額から控除する。

(参考)経済状況調査の結果(概要)

- 弁護士6年目(貸与制の下で修習資金の返還が開始される時期)平成22年分所得 平均値1073万円, 中央値957万円
- 弁護士6年目~15年目(貸与制の下で返還を行う期間)の平成22年分所得分布 600万円以上 79% 200万円以上400万円未満 6.7% 200万円未満 5.5%
- 法科大学院・大学在学中の奨学金利用率 48.3%
- 利用者の合計平均額(法科大学院の奨学金等の返還開始時点) 347万円(毎月合計返還額2万1000円)

第2 法曹の養成に関する制度の在り方

○ 司法制度改革では、今後の社会の法曹に対する需要が量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化すると予想。社会の様々な方面に法曹が進出し、多様なニーズに即した良質な法的サービスを提供する必要から、法曹人口拡大の目標を掲げ、新しい法曹養成制度を創設。

○ 現状では、想定したほどには、法曹有資格者の社会進出は進んでおらず、法曹の養成に関する制度の在り方についても、様々な問題点が指摘されている。

○ これらを踏まえて、フォーラムにおいては、法曹の活動領域の在り方、法曹養成制度の在り方、法曹人口の在り方等について意見交換。第一次取りまとめ以降も、引き続き検討。

法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ（平成23年8月31日）

「第1 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」部分（概要）

【司法修習の意義と経済的支援の必要性】

司法修習は、新しい法曹養成プロセスにおいて必須の課程。司法修習生が修習に専念できるようにするため、修習期間中の生活の基盤を確保する必要があり、司法修習生に経済的支援を行う必要がある。

【経済的支援の基本的な在り方】

貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置（十分な資力を有しない者に対する負担軽減措置）を講ずる。

【措置の具体的内容】

- 1 日本学生支援機構の奨学金制度における経済困難を理由とする返還猶予事由を参考に、給与所得者については年間収入金額300万円以下、給与所得者以外については年間所得金額200万円以下を基準として最長5年の返還猶予期間を設ける。
- 2 法科大学院中の修学資金であることが明確なもの（法科大学院の奨学金等）については、その年間返還額を年間収入・所得額から控除する。

【貸与制を基本とする理由として述べられた意見の概要】

1 貸与制導入の趣旨との関係

- 司法制度改革全体の財政負担を考慮すると、司法修習生の生活資金まで給与として支給することにつき国民の理解を得ることは困難。
- 他の職業に就く場合とのバランスも考慮。

2 修習に専念できる環境の確保

- 貸与制は、無利息、5年間猶予後10年間で返済とされており、有利な条件。
- 貸与額は、給費制での支給水準との連続性を考慮し、基本額が月額23万円とされている。

3 経済状況調査の結果と修習資金の返還の負担

- 調査結果によると、大多数の弁護士にとって修習資金を返還することは十分可能。
- 全員に対する一律給費を維持することは、かえって不公平を招く。
- 弁護士の所得は国民一般のそれに比べ、なお相当高い水準。

4 資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれについて

- 司法修習自体を国費により運営した上で、有利な条件で生活資金を貸与することから、資力の十分でない人が法曹となる機会は十分に担保。

5 法曹志願者減少への影響について

- 法曹志願者の減少の主因は、司法試験合格率の低迷、弁護士の就職難、法科大学院での負担等にあり、貸与制の影響は大きくない。

6 給費制と弁護士の公共心等との関係について

- 弁護士の公共心の醸成は、給費制よりも教育や弁護士自身の志の問題。

7 給費制と司法修習の実態との関係について

- 司法修習は、法律実務を体験的に理解させることを目的とした研修であり、労働に近いということはない。
- 修習専念義務は、法律専門家に必要な能力を修得する必要から導かれるものであり、修習期間中の生活の基盤が確保されるのであれば、貸与制であっても合理的。

(少数意見の概要)

- 法科大学院在学中及び司法試験合格までの経済的負担に加え、貸与制導入による経済的負担の増大により、資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれがある。
- 貸与制による経済的負担は、法曹志願者減少を更に拡大させるおそれがある。
- 給費制は法曹の公共的使命の自覚を促すものである。
- 給費は、司法修習生が修習に専念すべき義務を負い、兼職禁止や守秘義務等の公務員同様の身分上の制約を受ける代償である。
- 司法修習の実態は労働に近く、全国各地への任地配属に伴う経済的負担（例えば、転居費用など）も大きい。
- 財政負担の増大を理由として給費制が廃止されるべきではない。

調 査 概 要

1 調査名

司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査

2 調査の目的

「裁判所法の改正に関する件」（平成22年11月24日衆議院法務委員会決議）は、政府に対し、平成23年10月31日までに、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」について格段の配慮を求めている。

本調査は、上記決議の趣旨を踏まえ、司法修習終了者等の経済的な状況を把握することを目的とするもの。

3 調査主体

法曹の養成に関するフォーラム事務局

4 調査期間

平成23年5月中旬から6月中旬まで

5 概要

(1) 収入・所得調査

（調査対象）司法修習終了後15年以内（48期から新・現行62期まで）の弁護士

（調査事項）収入・所得

(2) 奨学金等調査

（調査対象）新司法修習を終了した者（判事補・検事・弁護士。新60期から新63期まで）

新司法試験に合格した司法修習生（新64期）

（調査事項）法科大学院・大学在学中の奨学金等の借入状況

6 発送数，回収数

	収入・所得調査	奨学金等調査
発送数	15,265	8,649
回収数	2,049	2,238
回収率（%）	13.4	25.9

※ 本調査の対象者は、約1万9600人

7 調査協力

最高裁判所・最高検察庁・日本弁護士連合会

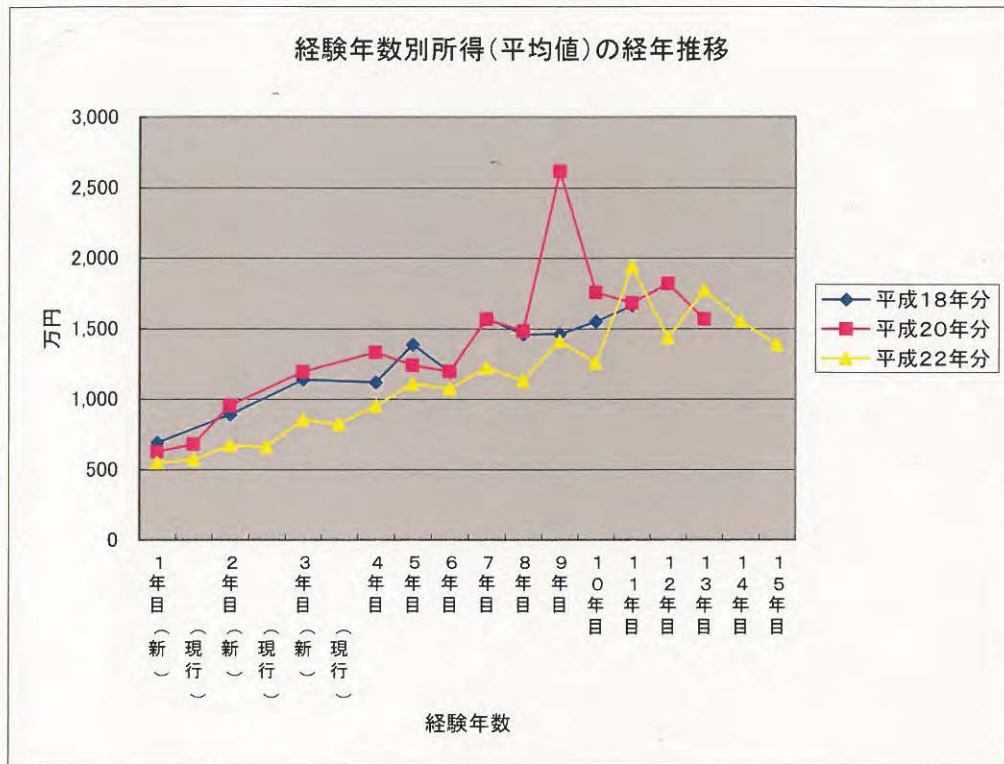
8 調査実施委託業者

株式会社 日本統計センター

【収入・所得調査】

○経験年数別の所得の推移（金額）

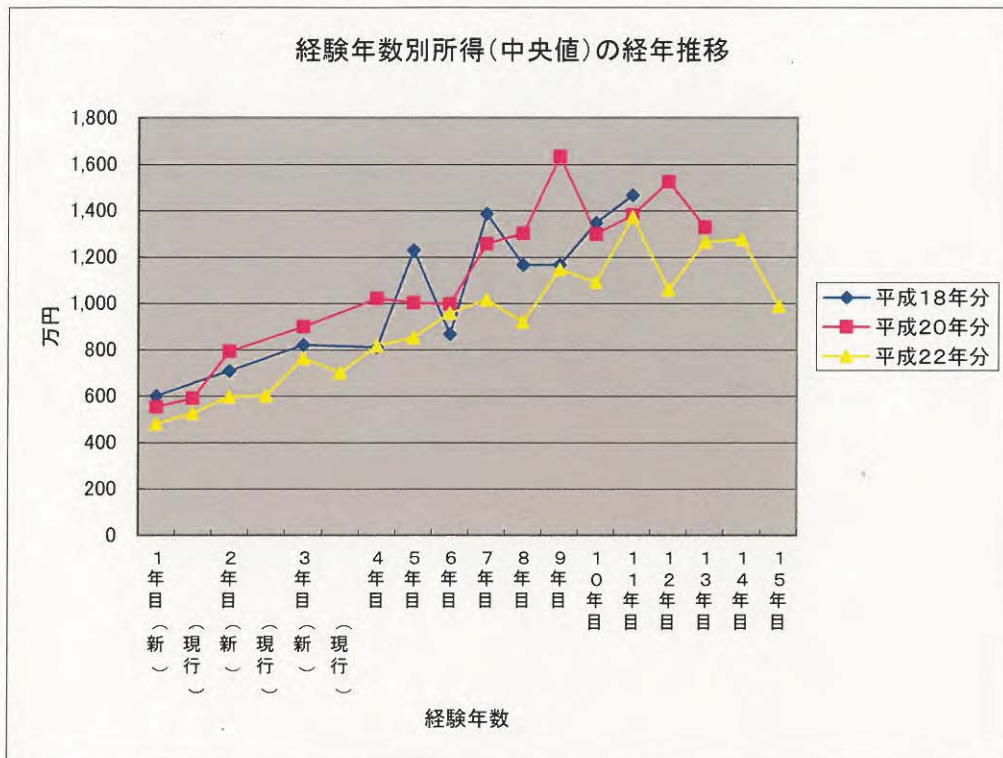
・ 所得（平均値）



(単位: 万円)

		平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
1年目	新	690	768	624	589	546
	現行			676	564	570
2年目	新	888	952	952	764	670
	現行				823	660
3年目	新	1,137	1,158	1,191	946	851
	現行					820
4年目		1,116	1,260	1,327	1,135	949
5年目		1,386	1,110	1,236	1,204	1,107
6年目		1,190	1,533	1,193	1,182	1,073
7年目		1,569	1,376	1,564	1,096	1,223
8年目		1,458	2,250	1,480	1,532	1,130
9年目		1,461	1,709	2,614	1,291	1,412
10年目		1,549	1,718	1,754	1,970	1,253
11年目		1,661	1,660	1,678	1,646	1,938
12年目			1,545	1,816	1,513	1,433
13年目				1,565	1,709	1,773
14年目					1,572	1,549
15年目						1,386
1年目～15年目		1,236	1,361	1,352	1,157	1,036
6年目～15年目		1,479	1,675	1,682	1,474	1,370

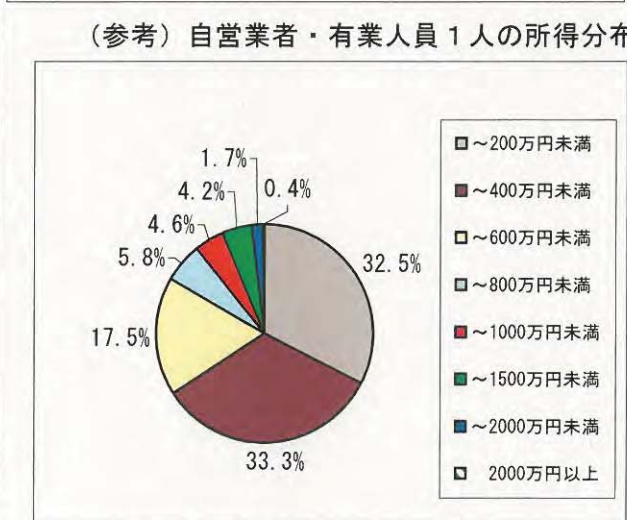
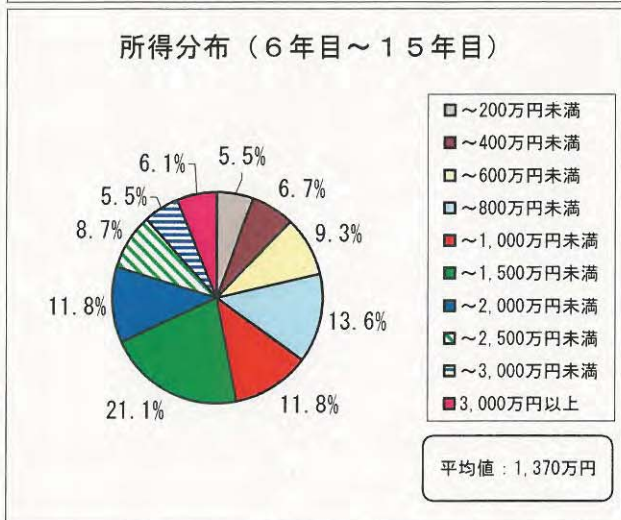
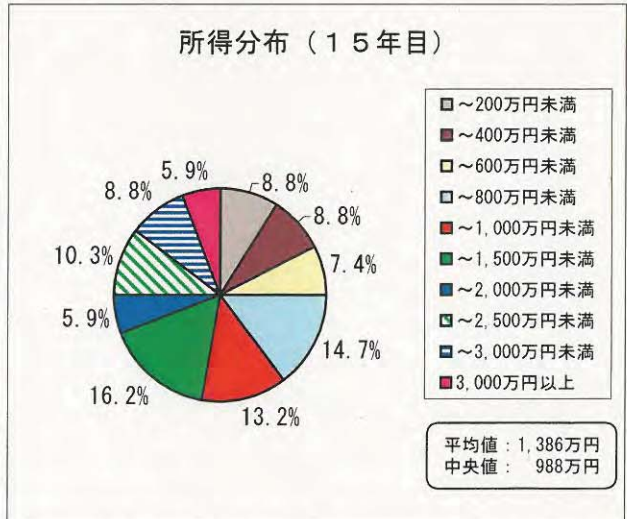
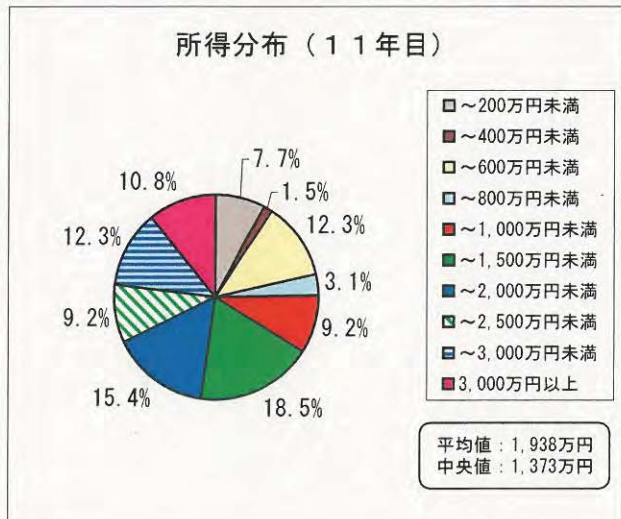
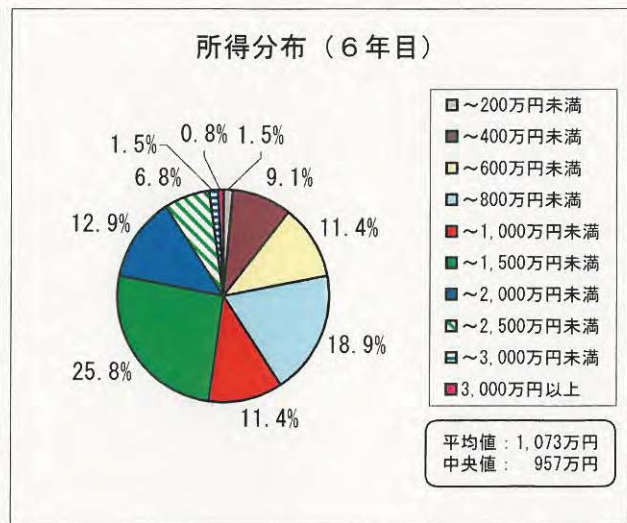
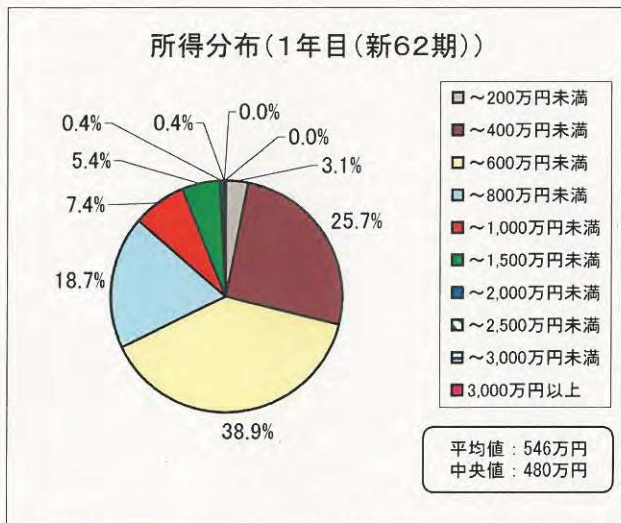
・ 所得（中央値）



(単位：万円)

		平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
1年目	新	600	659	552	515	480
	現行			590	508	524
2年目	新	708	800	792	666	597
	現行				651	600
3年目	新	820	895	898	797	762
	現行					700
4年目		809	967	1,020	991	816
5年目		1,229	976	1,000	1,128	851
6年目		868	1,377	996	981	957
7年目		1,386	1,180	1,256	969	1,015
8年目		1,166	1,654	1,300	1,153	918
9年目		1,166	1,261	1,632	1,182	1,147
10年目		1,348	1,250	1,298	1,393	1,091
11年目		1,467	1,500	1,380	1,269	1,373
12年目			1,346	1,523	1,231	1,059
13年目				1,327	1,388	1,265
14年目					1,254	1,276
15年目						988
1年目～15年目		923	1,005	962	851	738

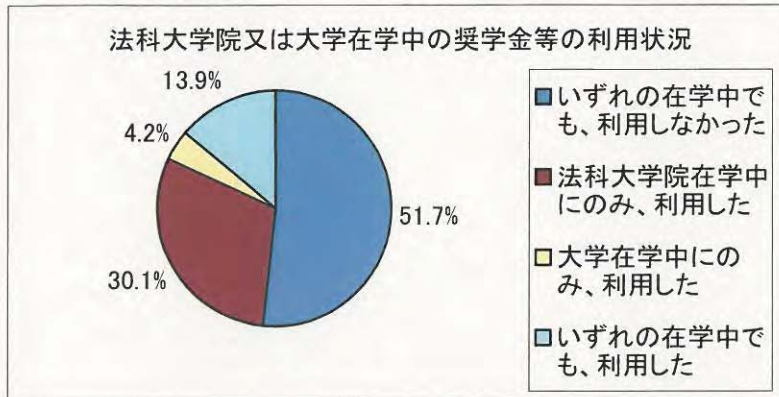
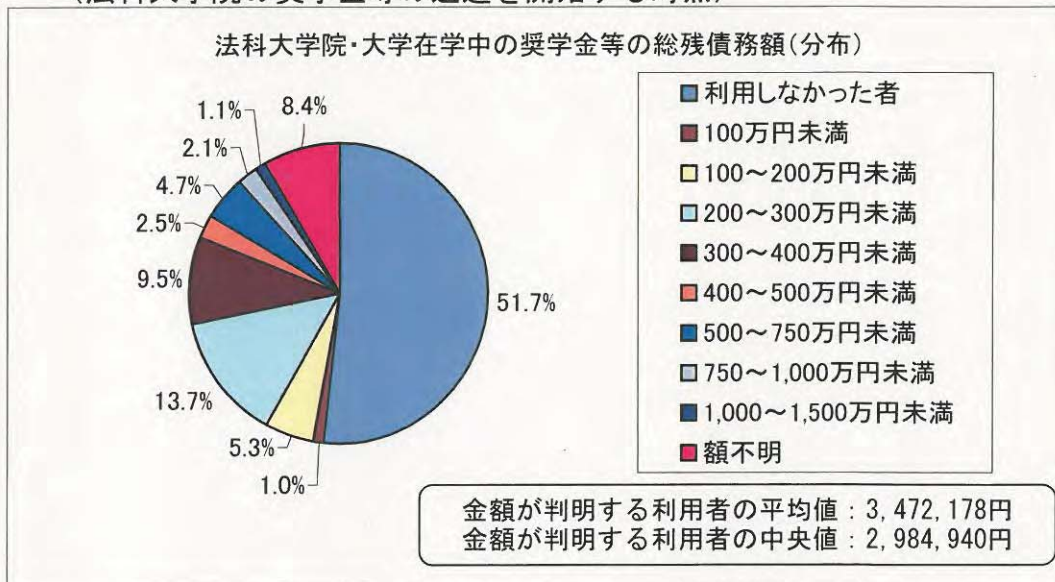
○経験年数別の所得額分布（平成22年分）



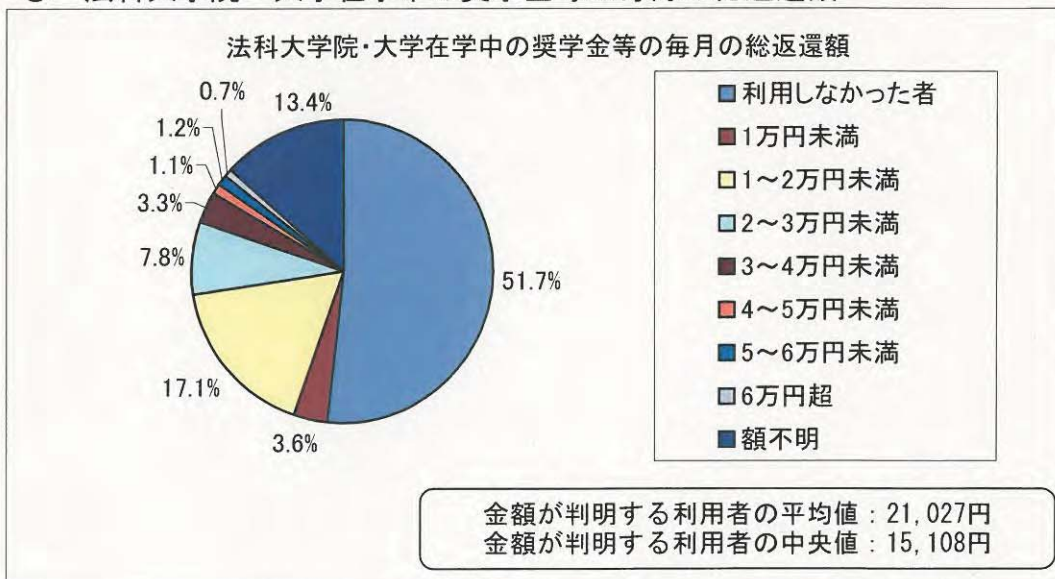
※1 平成21年国民生活基礎調査（第17表）より
※2 自営業者の収入から必要経費を控除した所得の分布

【奨学金等調査】

○奨学金等の利用率

○ 法科大学院・大学在学中の奨学金等の総残債務額
(法科大学院の奨学金等の返還を開始する時点)

○ 法科大学院・大学在学中の奨学金等の毎月の総返還額



改正後の裁判所法（抜粋）

第六十七条の二（修習資金の貸与等）

- ③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

附則

- ⑤ 第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条の規定による合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備すること。

二 一の合議制の組織においては、法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の法曹養成制度の問題状況を踏まえ、その原因を探求の上、法科大学院における適正な定員の在り方や司法試験の受験の在り方を含め、質の高い法曹を養成するための法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を一年以内に取りまとめ、政府においては、講ずべき措置の内容及び時期を直ちに明示することとする。

三 二の検討に当たっては、以下の点に特段の配慮をすること。

1 法科大学院教育、司法試験及び司法修習等の法曹の養成に関する各課程の役割と相互の連携を十分に踏まえたものとする。

2 我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法

曹を養成するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること。

3 司法修習生に対する経済的支援については、司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

司法制度改革関係予算の推移

(単位:億円)

項目	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H13→H23
法テラスの運営等		85.6	92.4	100.1	109.9	128.2	176.6	205.4	195.8	262.4	311.0	313.5	+ 227.9
司法修習生手当等		71.2	70.6	76.6	78.1	91.7	111.6	122.2	126.3	131.3	113.3	105.7	+ 34.5
	司法修習生手当・貸与金関連	58.3	57.9	63.9	64.2	76.0	91.5	100.3	105.0	108.9	96.2	89.6	+ 31.3
裁判員制度関係		-	-	-	0.0	16.6	106.4	128.3	122.5	103.5	55.1	51.9	+51.9
その他		1.3	1.3	2.4	12.4	17.7	13.7	15.1	20.4	15.6	16.5	19.0	+ 17.7
合計		158.1	164.2	179.1	200.3	254.2	408.3	471.1	465.0	512.8	496.0	490.1	+ 332.0

(注1) 当初予算計上額を記載。

(注2) 法テラスは平成18年10月に業務開始。「法テラスの運営等」欄の予算額には、国選弁護人報酬に係る裁判所予算(平成13～23年度)、(財)法律扶助協会への補助金(平成13～18年度)も含む。

(注3) 「司法修習生手当・貸与金関連」の欄の平成22・23年度については、4～10月までは給費制、11～3月までは貸与制を前提とした経費を計上。

(注4) 「その他」の欄は、司法試験関係経費、法科大学院への派遣関係経費、民事司法制度の改革に関する経費等。

(注5) 上記のほか、文部科学省における法科大学院に係る経費は以下のとおり。(文部科学省試算)

	(単位:億円)											
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				
法科大学院に係る財政支援	89	99	98	93	92	83	71	-				

・ ①国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金(試算額)、②私立法科大学院に着目した私立大学等経常費補助金(交付実績額)、③国公私を通じた教育改革の取組支援(法科大学院を含む専門職大学院を対象)(予算額)の合計。

・ 国立大学法人運営費交付金は詳細な用途の特定がない「渡し切りの交付金」であるため、法科大学院に係る額を算定することはできないが、一定の考え方にに基づき試算。

・ 23年度については、②の交付実績が23年度末に公表されるため現時点では未定。

(参考)

	(単位:億円)							
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
日本学生支援機構の奨学金事業	68	105	129	129	129	122	113	110

・ 法科大学院を対象とした予算上の事業費(返還金等の自己調達資金を含む)を記載。なお、奨学金事業全体の事業費に占める一般会計負担額は約1割。(文部科学省データ)

修習資金等一覧

		給費制下(注1)	貸与制下
給与・貸与金			
支給額/貸与額	給与月額(本俸) 204,200円 上記の給与月額に、修習生の生活状況や修習地等に応じて、下記諸手当を加算し、そこから公租公課や共済組合費等を控除した金額を支給		
(諸手当)			
扶養手当	配偶者につき13,000円、配偶者以外の扶養親族一人につき6,500円等		基本額 230,000円
住居手当	家賃額に応じて27,000円を限度に支給		申請により、次のとおり変更可
通勤手当	交通機関等の利用者について一箇月当たり55,000円を限度に支給、自転車等の使用者について使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給		①扶養親族あり / 住居の賃借 255,000円 ②扶養親族あり + 住居の賃借 280,000円 ③基本額未満の額の貸与希望 180,000円
地域手当	支給対象地域で修習を行う者について、給与月額等に、修習地の区分に応じた割合(3%～18%)を乗じて得た額を支給		
寒冷地手当	支給対象地域で修習を行う者について、11月から3月までの間、修習地の区分等に応じて7,360円～26,380円を支給		
期末手当	年間で、給与月額等の2.6月分を支給		
勤勉手当	年間で、給与月額等の1.29月分を支給(注2)		

注1: 給費制下の内容は、平成22年度11月期(新64期)司法修習生に適用されていたもの。

注2: 勤勉手当に相当する金額は貸与額の算定の基礎とされていない。

その他			
旅費(交通費) 日額旅費	修習の実施に必要な不可欠な旅費(交通費)を支給(国家公務員等の旅費に関する法律に基づいて計算) ア 転居を伴う場合における採用内定時の住所地から実務修習庁への招集旅費 イ 集合修習に参加するために実務修習地から司法研修所に移動するための旅費 ウ A班の選択型実務修習に参加するために司法研修所から実務修習地に移動するための旅費 エ 事件出張に要する旅費や実務修習地以外での選択型プログラムに参加するための旅費 オ B班の集合修習終了後に実務修習地に移動するための旅費 カ 東京・さいたま以外の実務修習地の修習生のための集合修習中の日額旅費 キ 東京・横浜・さいたま・千葉の各修習地から導入起案講評のために司法研修所に移動するための旅費、考試受験のための旅費	同	左(※注1 一部不支給)
転居費用	支給なし		同 左
社会保険	裁判所共済組合に加入(組合費は給与より徴収)		国民健康保険等に加入(注2)

注1: このうち東京・横浜・さいたま・千葉の実務修習地の修習生の旅費、かないしキについては、支給されないこととなった。司法修習生が修習を受ける上で不可欠な旅費を支給しているところ、近時の旅費を取り巻く状況も考慮し、旅費を支給すべき範囲について見直しを行ったもの。

注2: 貸与制下においては、国家公務員共済組合法施行令2条2項4号に該当するので、共済組合に加入することはできない。

他の公的な研修制度

	目的	身分	終了後の進路	支給	期間
防大 衛校	陸上・海上・航空の各自衛隊の幹部自衛官となるべき者の教育訓練	防衛省職員	自衛隊に勤務	学生手当等の支給 (卒業後任官を辞退した場合の償還制度導入する方針)	4年
防大 衛医学校	医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練	防衛省職員	自衛隊に勤務	学生手当等の支給 (卒業後9年以上隊員として勤務しない場合、償還義務あり)	6年
税大 務校	税務職員に対する必要な研修等	税務職員	引き続き税務職員として勤務	給与の支給	(個々の研修による。)
警大 察校	上級幹部に対し必要な知識、技能、指導能力及び管理能力を修得させるための教養等	警察官	引き続き警察官として勤務	給与の支給	(個々の教養課程による。)
航大 空校	航空機の操縦士の教育訓練	学生 (非公務員)	民間企業等への就職等	なし	2年

平成16年裁判所法改正法案の国会質疑における 司法制度改革推進本部の答弁

1. 貸与制導入の趣旨

(問(要旨) 今回の改正による貸与制の導入は、例えば司法ネットの問題、裁判員の問題等の司法制度全般の改革の中で、今回は多少我慢してもらおうということとなったという点を、国民に分かりやすく丁寧に説明することが不可欠かと思うが、この点についての大臣の所見を問う。)

○南野知恵子法務大臣 法曹を質、量ともに充実させるために、司法修習生の大幅な増員が求められております。また、このたびの司法制度改革を実現していくに当たりましては、国民の負担を伴うことについてその理解を得ていく必要があるかと思っております。

このたびの貸与制への移行ということにつきましては、このような状況にかんがみまして、単に財政事情が厳しいからというのではなく、国民のための司法制度改革全体を実現するため、財政資金をより効率的に使っていこうとするものであるというふうに思っております。

(問(要旨) 貸与制導入の趣旨について、司法ネットの整備、裁判員制度の導入、法科大学院の設立などで大きな財政負担が生じるということは事実であろうかと思うが、財政上の理由がやや強調され過ぎるのではないか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) (略) まず、今回、改革審議会の方で、法曹人口を大幅にふやしていこう、こういう政策を決めているわけでございます。それに伴いまして、それを実現するためにはどういうシステムが必要かということから、新しい法曹養成制度が構築されて、順次その案が成立しているわけでございますけれども、いわば、法科大学院と司法試験と司法修習、この三つを連携して、これからふえていく修習生を質を落とさずに育てていこう、こういう政策をとったわけでございます。

これに関しましても、それなりの財政負担が当然伴うものでございます。これ以外に、先ほど御指摘ございましたように、裁判員制度あるいは司法ネット等、本当に、これを実現していくためにはそれなりの資金が必要になってくるわけでございます。

これにつきましては、まさに税金を使わせていただくことになるわけでございまして、国民の負担という問題があるわけでございます。この国民の負担につきまして、やはり国民の方々の理解を得なければならないだろうということでございます。その理解を得るという点につきましては、我々としても、お願いするものはお願いする、しかし、自分たちで努力できるものは努力してそこを合理化していく、こういう姿勢が大事であるということになるわけでございます。

そういう点から考えた場合に、この給費制度の問題につきましては、これは戦後間もなくの創設当初に比較して、修習生が大幅に増加するということでございます。当初は二百名台でございました。そういう状況の変化があるということ。それから、公務員でなく、公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上かなり異例の制度であるということから、給費制を維持することについてもさまざまな批判もございました。

このような状況を総合的に我々としては勘案いたしまして、給費制を維持することについて、国民の理解を得ることはもう現状では困難であるということでございます。

そういう点を考えて貸与制に移行するというにしましたものでございます。

ですから、最後にまとめて言えば、単に財政事情が厳しいからというだけではなくて、やはり、司法制度改革を実現するために財政資金をより効率的に投入する趣旨、これで貸与制に移行するということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

2. 給費制の趣旨

(問(要旨) 給費制が採用された理由を問う。)

- 山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) (略) 法曹として活動するのに必要な一定水準の能力等を修得するために、国は国費をもって修習というものをやっているわけでございます。したがって、修習生はやはり修習に専念する義務、これを負いまして、それから兼職とか兼業、これが原則として禁止されているわけでございます。

給費制は、その法曹の職務の重要性にかんがみまして、司法修習生が生活の基盤を確保して修習に専念することができるようにして、その修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたものと理解をしております。

3. 統一修習の理念

(問(要旨) 仮に給費制が廃止されたとしても、統一修習の理念は変わらないものと考えているが、この点の所見を問う。)

- 山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) ただいま委員から御指摘ございましたけれども、私もその点は同感でございまして、今回、給費制から貸与制に変わるということにはなりますけれども、統一修習の理念、この必要性、大切さ、これは今後も変わらないというふうに理解をしております。その発言がまさに、給与はなくなりませんが、国家で修習をする、これはやはりそれなりの大切さ、これを認めてやるわけでございまして、今後もこれが続いていくというふうに理解をしております。

4. 諸外国の制度

(問(要旨) 諸外国で修習生に対して給与というのが支給されているのか、仮に実例があれば御紹介いただきたい。)

- 山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) ドイツと韓国が、これは支給、給費制を取っております。それ以外のところにつきましては司法修習がないところもございまして、そういうところは関係ないわけですが、それから修習が分離されているところもあります。

そういうことで、様々な態様を設けているわけでございますけれども、現在、そのドイツと韓国、これと私どもの日本と同じ制度を設けていたわけでございますけれども、今回それと違ったのは、ドイツも韓国も司法試験、大学を出て司法試験受かって修習に入るところまでは同じなんですが、今回、我々のような法科大学院、こういうものを設けていないわけで、ワンステップ、ステップが違うわけでございまして、今回我々は非常に手厚く、法科大学院も出る、それから修習も行うと、両方持っているわけでございます。そういう関係から、やはりその掛かってくる費用が大分違うということがもう事情として出てくるということでございます。

5. 貸与額

(問(要旨) 貸与額は大体どんな辺りを一応予定しているのか。その額は何を根拠にして決められているのか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 基本的な考え方は、現行の給費制での支給水準との連続性を考慮いたしまして、司法修習生が生活の基盤を確保し、修習に専念することができる程度の額ということでございます、抽象的にはですね。具体的には、これは最高裁判所の方の規則で定められるということになるわけでございますけれども、そこと協議はしておりますけれども、大ざっぱな言い方をさせていただきたいと思っておりますけれども、大体三ランクぐらいに分けるというイメージでございます。

それで、まず司法修習生の必要、あるいはその返還の負担を考慮いたしまして月額二十三万円程度、これを基本的な貸与額いたしまして、もう少し少なくてもいいという方もおられますので、その希望する人には更に十八万円程度の貸与額と、この二つをまず設けます。これは自由に選んでいただくということでございます。それから、これ以外にもう一つのランクがございます、例えば扶養家族があったり、それから住居を賃借しているという場合もあるわけでございますので、そういう場合には、その基本的な二十三万円の貸与額に更に相応額を加算をいたしまして最高二十八万円まで貸与することができるというような、三つのランクを今大体イメージをしておりますのでございます。具体的にはこれから最終的に決めていくということでございます。

6. 貸与要件

(問(要旨) 貸与制では、修習資金の貸与を受けるための資力要件は課されておらず、無利息で貸与をするということであるが、司法修習生を優遇し過ぎているのではないか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) (略) 今度、私どものこの今、制度でございますけれども、これについて資格要件を設けず無利息でということでございますけれども、特に資格要件を設けないということは、資格要件を設けますと、そこで、その資力のあるなしで、その認定が入るわけでございますと、そうなりますと、本当に安心して修習をしていただけるかどうかという点で、やっぱり腰が据わらない修習になるおそれがあると。やはり腰を据えてきちっとした修習をしていただきたいというそういう理念から、その貸与の要件、これについては設けないということにしたわけでございます。それから、将来的にはみんな公的な業務を担っていただくわけでございます。そういう関係で、ここで一生懸命磨いてほしいという思いを込めまして利息も付さないということ考えているわけでございます。

7. 返還方法

(問(要旨) 修習資金の返還については、法科大学院の奨学金の返還などにも十分に配慮することが必要ではないか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) この点については、最終的には最高裁判所の規則で定められることとなりますが、現在考えている大きな点だけについて申し上げたいと思っておりますけれども、まず、御指摘のような点を配慮して、修習

の終了後、数年間修習資金の返還を据え置くということをもまず考えております。それから、その後、据置期間の後、十年間の年賦によって返還をする。こういうふうな非常に返しやすい配慮をしているわけでございますので、これによってそれほど金額の返還がきつくなるということはないだろうというふうに理解をしております。

8. 返還の負担

(問(要旨) 弁護士等の法曹関係者になった以上、修習資金をほぼ間違いなく返せるということがこの法案の前提にあるように思うが、一方で、弁護士の数を増やし、一人当たりの弁護士報酬が減るようにも思われるし、弁護士報酬規程が撤廃されると聞いている。この二律背反する状況をどう説明されるか。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 確かにこれから法曹人口増えていくわけでございますけれども、これは、今ある状態で増えていくということを考えればそのとおりでございますけれども、社会にはまだまだ法的な需要がかなりあるはずでございます。こういうものをもっともっと掘り起こしていく必要がある。それから、法律家が大量に生まれても、必ずしもその弁護士、裁判官ではなくて、会社の関係でやってみたり、あるいは公務員でやってみたりと様々なところで活躍をしてほしいということでございますので、そういう流れからいって、大量に人が増えるからといって非常に職業的に厳しくなるという状況ではないだろうというふうに考えております。

それから、報酬の件は、確かに昨年の通常国会で弁護士法の改正によりまして会則でその報酬を定めてはならないということになりました。しかしながら、そのことによって、じゃ大幅にその報酬体系が動いているかということ、そうではないという実態でございます。そういう点からと、それから返済については、かなり猶予期間あるいはその返済の年限、こういうことで配慮をしておりますので、無理なく返していただけるのではないかというふうに考えております。

9. 返還免除

(問(要旨) 検討過程で、司法ネットの常勤弁護士となった場合、過疎地域で活動する弁護士となった場合、裁判官、検察官に任官した場合について、それぞれ一定期間勤めると修習資金の返還を免除するということが検討されたという聞いているが、返還免除の制度を設けなかった理由を問う。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) ただいまの御指摘の点は、私どもの検討会でも最後の最後までいろいろ議論があったわけでございます。最終的にはこれを取り入れないということにしたわけでございますが、その主な理由でございますけれども、免除の対象となる職種を合理的、客観的に切り分けること、これが實際上困難であるということと、それから、進路にかかわらず法曹三者を統一的に養成するという統一修習の理念、これとの関係でどうなのかという二つのポイントがございました。こういう点から今回は取り入れないということでございます。

先ほど、例えば僻地に勤務した者をどうするかという御指摘もございました。これは、僻地に勤務する者というのはいろいろなパターンがございまして、まず、裁判官、検察官でも、当然あればそこへ行くということでございますし、それから司法ネットで行く人もいるかもしれません。これ以外に、例えば日弁連でもみずからの努力で、ひまわり基金ということで僻地に事務所を設けて活動されている方もおります。それ

から、みずからの意思で退職後そういうところに行かれる方も現におられるわけでございまして、そういう方々をどういうふうに分けていくかということが極めて難しいということから、最終的にはこのようになったということで御理解を賜りたいと思います。

10. 法曹志願者への影響

(問(要旨) 給費制の問題について、経済的負担を受験生に非常に過大に負わせることになり、法曹を希望する人たちが広く日本全国から法曹を希望することができなくなる、貧富の差によって希望もできなくなるといった意見もあるが、この点についての所見を問う。)

○南野知恵子法務大臣 今までの制度は、いわゆる給料をいただきながら弁護士になろう、そういった若いファイトを燃やしていただけていたと思います。先生も本当にその若さですてきな弁護士になられたとも思いますし、それは、三回ではけしからぬとおっしゃいますが、一つの歯どめになろうかと思っておられる。

また、そういった恵まれた環境にいる人だけが司法の立場に立つということは、これは貸与制でございますから、そういうことでは限定されないのではないかと。勉強したい方は、どうぞお金を借りて、しっかり勉強してください、それについての返済制度というものも本当に十分見ながら、一律の規定を設けていますよ、これは逆に喜ばしい方法の制度になっているのではないかなというふうに思います。

その制度、この改革が実現した暁には、うんとうんと立派な、質量ともに兼ね備えた弁護士さんたちが国民の方々のニーズにこたえていただけるだろうと思います。そして、それは都市だけでなく、地方にも僻地にも頼りたい弁護士さん、国民はそう思っておりますので、どうぞ、人間性をプラスしながら、弁護士の専門性という問題に切磋琢磨して育ていただく方が養成されるべきであると思っております。

以上でございます。

(問(要旨) 経済的事情から法曹になるのを断念せざるを得ないということにならないのかと、こういう不安に対する所見を問う。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 法科大学院で借りの場合、当然でございます。このたびの改正で月額二十万円まで借りられるようにいたしました。これで三年間で計算をしますと、七百二十万という計算が出てまいります。普通二十万あればどうにかなるのかなと。それ以外に教育ローンというものがありますので、それを借りるともっと行くということにはなりますけれども、二十万円で七百二十万円、それからこの修習の関係で三百万円が加わると、これ大体一千万円ということになります。奨学金の方は二十年年賦で払うということでございます。そういう長さがあるということと、私ども、その修習資金の返還につきましては据置期間を設けまして更に十年ということでございます、それなりの配慮をしているつもりでございます。

両方がダブるとき少しきつい期間があろうかと思っておりますけれども、それにしましても最終的にその収入の中から返していけない額ではないだろうという理解をしております、そういう、余り無理な計画であれば法曹を断念するというおそれもございませうけれども、そこまで至らないところであろうという理解をしております、これがあからといって法曹を断念することのないように、是非一杯優秀な方に来ていただきたいというふうに思っております。

11. 弁護士の公益性への影響

(問(要旨) 弁護士も含め、法曹は、社会や国民のために職務を行う者であり、給費をもらわなければ公益性を確保できないというのは余りにも志が低いと考えるし、弁護士の公益性は給費制によって担保されるものではないと考えるが、この点についての所見を問う。)

○山崎潮政府参考人(司法制度改革推進本部事務局長) 確かに御指摘のとおり、その弁護士の公益性、これは職務から出てくるものでございまして、給費から出てくるものではございません。したがって、どういう状態であってもやはり弁護士さんのその公的な業務についてはきちっと果たしていただいて、国のためあるいは社会のために活動をしていただきたいというふうに思っております。

今回の点について、貸与制にいたしますけれども、据置期間を置いて、十年年賦でございまして、年間三十万円程度ということになるわけでございます。月二万五千円という単位でございます。したがって、これが弁護士の活動に大きな足かせになるということにはならないだろうと我々は理解をしております。

参 照 条 文

○裁判所法（昭和22年法律第59号）・抄

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- ② 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- ③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。
- ④ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

○司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）・抄

第2条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

○司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号）

（貸与申請の方式等）

- 第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。
- 2 貸与申請書には、第四条第一項第一号に掲げる者を保証人に立てる場合にはその者の保証書を、同項第二号に掲げる金融機関を保証人に立てる場合には当該金融機関に保証を委託する旨を記載した書面を添付するほか、最高裁判所の定める書面を添付しなければならない。
- 3 貸与申請書の提出は、司法修習生の採用の申込みをした者もすることができる。

（修習資金の貸与の方法）

- 第二条 修習資金（法第六十七条の二第一項に規定する修習資金をいう。以下同じ。）は、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が同項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下この項及び第七条において「修習期間」という。）の開始の前日であるときは、当該開始の日に貸与申請がされたものとみなす。）の属する貸与単位期間（修習期間をその開始の日又は各月においてその日に相当する修習期間内の日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の修習期間の開始の日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が修習期間内にないときは、修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の次の貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）に係る分からこれを貸与する。
- 2 修習資金は、次条の規定により各貸与単位期間ごとに定められる額の修習資金を、最高裁判所の定める日までに、最高裁判所の定める方法により交付して貸与するものとする。ただし、貸与申請に係る事実を確認することができない等の事情があるため、修習資金をその日までに交付することができないときは、その日後に交付することができる。

（修習資金の額）

- 第三条 修習資金の額は、一貸与単位期間につき二十三万円（以下この条において「基本額」という。）とする。
- 2 修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資金の貸与を受けている司法修習

生が、次の各号に掲げる場合において、修習資金の額の変更を申請したときは、修習資金の額を一貸与単位期間につき当該各号に定める額に変更する。

- 一 基本額未満の額の修習資金の貸与を希望する場合 十八万円
 - 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合 二十五万五千元
 - 三 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている場合 二十五万五千元
 - 四 前二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 二十八万円
- 3 前項の規定による修習資金の額の変更を受けた者が、更に同項各号に掲げる場合に該当するものとして修習資金の額の変更を申請したときは、修習資金の額を一貸与単位期間につき当該各号に定める額に変更する。
 - 4 前二項の規定による修習資金の額の変更を受けた者が、修習資金の額の基本額への変更を申請したときは、修習資金の額を基本額に変更する。
 - 5 前三項の規定による申請は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書を最高裁判所に提出してしなければならない。
 - 6 前条第一項の規定は、第二項から第四項までの規定による修習資金の額の変更の申請があった場合について準用する。
 - 7 第二項各号（第一号を除く。）に定める額の修習資金の貸与を受けている司法修習生が、当該各号に掲げる場合に該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習資金の額を基本額に変更する。ただし、同項第四号に掲げる場合に該当しないこととなった者が同項第二号又は第三号に掲げる場合になお該当するときは、当該各号に定める額に変更する。

（保証人）

第四条 修習資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの者を保証人に立てなければならない。

- 一 自然人二人
 - 二 一の金融機関（最高裁判所の指定するものに限る。）
- 2 前項に規定する保証人は、修習資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
 - 3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十一条の規定は、修習資金の貸

与については適用しない。

(貸与申請の撤回)

第五条 貸与申請をした者は、最高裁判所の定める撤回書を提出することにより、いつでも将来に向かって貸与申請の撤回をすることができる。

(修習資金の貸与の終了)

第六条 修習資金の貸与を受けている司法修習生について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該事由が生じた日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習資金を貸与しないものとする。

- 一 前条の規定による撤回をしたとき。
- 二 法第六十八条の規定により罷免されたとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 第四条第一項に規定する保証人を欠くに至った後相当の期間内に同項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。
- 五 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

(修習資金の返還の期限等)

第七条 修習資金の返還の期限は、修習期間の終了した月の翌月から起算して五年を経過した後十年以内で最高裁判所の定める日とし、その返還は、年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、最高裁判所の定めるところにより繰上返還をすることを妨げない。

(法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由)

第七条の二 法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 修習資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲

げる事由のいずれかが生じたときを除く。)

- 二 修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。)

（期限の利益の喪失）

第八条 修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

- 一 正当な理由がなくて修習資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったとき。
- 二 第六条第四号に掲げる事由が生じたとき。
- 三 次条に規定する返還明細書を提出すべき日までにこれを提出しなかったとき。
- 四 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

2 修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。

- 一 第六条第二号に掲げる事由が生じたとき（最高裁判所の定める場合を除く。)
- 二 強制執行を受けたとき。
- 三 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- 四 財産について競売の開始があったとき。
- 五 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。
- 六 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

（返還明細書の提出）

第九条 修習資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第六条の規定により修習資金を貸与しないものとされた場合には、最高裁判所の指定する日までに、前項に規定する返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

（延滞利息）

第十条 修習資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修習資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(修習資金の貸与及び返還に関する書面の提出)

第十一条 最高裁判所は、修習資金の貸与を受け、又は受けようとする者及びその保証人又は保証人となるべき者に対し、この規則に定めるもののほか、最高裁判所の定めるところにより、修習資金の貸与及び返還に関し必要と認める書面の提出を求めることができる。

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。